

主に渡し利息に
充候を書入と云
第三條 金穀の借
主(地主)より返
濟すへき證據と
して貸主(金主)
に地所引當の證
文のみを渡し借
主より其利息と
して米又は金を
拂ひ候をも亦書
入と云ふ

朝夕は追々寒氣相催候處皆々様御無異御暮し被成
候哉儲做田に作り候早稻餅刈取候に付少々餅を拵
へ不出來のものに候へとも重の内御子達の御慰迄
に進上仕候間御叱留可被下只家内の寸志迄に御座
候早々

○全返事

糯稻御刈取にて御令閨の御手製の餅澤山御惠投被
下誠に珍敷別して風味佳美に御座候半早速打寄拜
味可仕候拙方は手後れ未だ得刈取不申實に思寄ら

第四條 地所を質
入に致し候節は
地券をも相渡し
可申其年限の義
の三ヶ年を限る
へし尤も三ヶ年
以下期限取極候
儀は勝手たるへ
く且つ年限取極
候廉は判然證文
面に記載致し置
可申事

さる御馳走にて一同喜ひ申候此菓子一箱他より到
來の儘進呈仕候御子様方の御慰に差上可被下先は
御禮迄早々



○試作を勸むる文

拜啓陳者迂生昨年初めて試作場相設候處好結果を
得意外の出來に御座候貴家之御屋敷廣く日向も宜
く候間試作場御設可被成都合克參候之、意外の利
益あるものに御座候我邦にては甚稀なれとも西洋

但書入の義は地券を相渡すに及ばず其年限長短共本文の限にわらず

と雖も双方相對にて取極候年限は本文同様證文面に記載致し置可申事

第五條 明治十二

の農業家之概して試作場を設け居との由或る農學士か話され候兎も角も一度御試験の爲め御設可被成此段御勸申上候也

○全返事

御厚意の御勸め奉感謝候御承知の如く拙家は屋敷地十分に廣く候へば仰に従ひ試作場設置致度候就て之方萬事不案内に候へば一應參館御邪广仕委く承り本年之必ず設置可仕候間御教示の程願上候右御返事迄餘之拜眉可萬謝候早々

年第七號布告改

正質入又は書入の地所期限に至り貸主借主相談の上金額を返さずして地所を引渡候節は舊地主より金主へ可引渡旨別紙に相認め其地の戸長加判の上金主より地券相添へ確認

◎農業

○養蠶と勸むる文

拜啓陳者御承知の通り我邦に蠶絲は物産中の第一に位し該業の繁盛なると否と之國家の消長に關すと申すも過當に無之と信じ候依て養蠶家日に月多く都鄙の別なく斯業に従事致し候之實に可賀事に御座候貴家之御手もあり場所も十分なれば本年より養蠶業を御始めに被成候ては如何卵紙は拙者心易き方に有之候間御周旋申上候最初の程は御手馴に不相成候故少し面倒の様覺候へとも一二度飼

可願出事

第六條 賃入の地所は金主にて其地所耕作可致に付ては地租諸役とも總て金主に可相勤事

但其段管轄廳へ届出證書可差出事

第七條 書入の地所は地主にて耕

養致し候へば順序の定まりたるものなれば至て爲し易き事に候先は御勸め申度迄如此御座候早々

○共進會へ出品と勤むる文

拜啓然者今回當地某所に於て近縣中の共進會有之何れも出品に精を勵まし良製精巧を争とんと存居候由就ては貴君の御手作に相成候生絲斯る時に御出品被成平生の御勉強の効を顯はさるゝ社勇氣に御座候併し今少し廣大の場所に於て御手並を博せんとの思召可有之哉も難斗候へ其他の同業者の奨

作致し候儀に付地租諸役とも無論地主より可相勤事

但管轄廳へ届出不及事

第八條 管轄違の者或は同管轄と雖も懸隔の地所を質に取候節は其現地の町村へ金主の名代人相

屬に相成候間決して虚名とは相成不申候先之御勸迄不顧失敬申上候勿々

○全返事

御手簡拜讀仕候縷々の御教諭を蒙り感佩仕候小生手作の生絲出品仕候ても到底他人の注目し奨勵の一端とも相成候様の事と決して無之と信じ差扣居る積りに御座候處御勸に依り出品可仕候間出品の手續等詳細御示し可被下御手数ながら御依頼申上候何れ參堂御伺萬端可承候勿々

定置其地租諸役
とも差支無之様
可爲相勤事

第九條（明治七年
第六号布告改正）
買入又は書入證
文には必ず其町
村戸長の奥書證
印を取る可し其
町村戸長役場に
は奥書割印帳を
備へ置證文の奥

○農談會を催す文

愈御清達之條奉賀候却説突然之至に候得共小生熟
考仕候に當村之縣下にて隨分奮闘の名ある場所
にして所謂天賦の地に御座候然るに農事の改良を
謀るの人も亦く農事に關したる會合も無之は實に
他村に對しても耻入候事にて歎はしき次第に御座
候依て先づ農談會を御設置相成追々農事の改良を
謀り天然の利を補くる事目下の急務と存候間諸君
御申合相成至急御設置相成候様致度小生の未熟輩

書割印を願出る
ときは帳面と證
文とに番号を朱
書し割印を押し

奥書證文共に番
号を朱書し割印
を押し奥書を爲
すへし若戸長の
奥書并に割印な
き證書は買入又
は書入の證據に
不相成に付き右

の喋々するは差出たる事に候へとも存心の儘身見
を申述候早々

○全返事

玉書拜讀仕候愈御安泰奉恐賀候儲當村に於て農談
會設置の必要御卓見御教諭相成感服仕候仰の如く
當地は隣村に比して頗る膏腴の土地にして水旱の
患も亦く農事に十分なる地に御座候然るに因循姑
息に流れ兎角進取の氣象に乏しく未だ一事の農事
に關する設置なきは實に浩嘆の至に候貴君の御示

證文を以て訴出
るに於ては負債
主財産分散の時
債主他の債主に
對し先取の特權
を失ひ獨り質入
又は書入なき金
穀貸借の處分を
可受事

但戸長不在の
節は其旨を記
し副戸長奥書

論を幸驥尾に附して進て先つ農談會より設置し天
賦の利を補け當村に尽し可申候尙御相談旁參館萬
事御指揮相受可申候早々

催促門

肥料催促の文

前畧過日注文致し候嗣干今に御送附無之如何の次
第に有之候哉御承知の通り時期のあるものにて機
會を失するるときと拙家に於て大に損害を蒙り候譯
故此葉書着次第直に御送附可被下候此段申進候也

調印すへし

第十條（明治七年
第五十二号布告
改正）

一ヶ所の地を二
重三重に書入候
儀は不相成候得
共若し第壹番の
金主へ引當に入
れ置き候事を第
二番の金主承知
の上にて地所代

小作米催促の文

前畧貴家之未だ本年の小作米御持參無之過日は昨
日迄に必ず御持參の儀被申候に付猶豫致居候處又
候昨日も何等の沙汰も致し呉られず如何の次第
に御座候や至急御遣し可被下候也

器械注文後催促の文

先月詔申候鎌及ひ鋤未だ出來不申候哉最早刈入に
差迫り昨今着手可致の所鎌不足に付多人數揃ふて
野に出ること出來ず甚困入候に付至急調製御送附

可被下候此段御催促まで早々

雜事門

○降雨祝に人を招く文

拜啓昨日之膏雨澤山降り誠に一滴千金ども可申雨にて早田も水潤ひ苗も萋々として蘇生致し候其他作物は凡て勢を増し結構の事に候就ては今日は雨祝致度候間午后第三時頃より御來臨被下奉待候右御案内迄如是候也

○右返事

價の餘分を見込又は其地所を引當に借添へ致し候儀は不苦尤も借主身代限の處分に相成候節は右地所糶賣の代金を以て先づ第一番の者へ元利の金を引渡し其餘金を以て第二番の者へ元利の

金數を引渡し第三番以下右に準し引渡可申若し糶賣の金高を以て先づ第一番の金主へ元利の金數を引渡し其餘

第二番の金主へ引渡すへ元利の金數に不足の分を償ふこと並に第三番以下の

昨日の雨は實に金の降りたると同様農家の喜び無此上候就ては祝雨の御催し被成小生へも御陪席の御招きに預り難有存候無遠慮に例刻より參堂可仕候間決して御構無之様願上候餘は後刻拜眉の節にと申殘し候拜復

○神事よ人を招く文

高堂益御多祥奉賀候然者明日より當村土産神の例祭にて本年は殊の外順氣宜敷豐作の事故非常の賑ひに候由御子様達御連の上緩々御見物に御出可被

下右御案内迄如此御座候早々

○右返事

金主に償ふことは平常引當なき
既主に身代限償却の例に隨ひ外
物品糶賣代價の内にて相當の割
賦を以て引當可申事

貴書拜讀仕候愈御清福之條奉遙賀候陳者明日より
氏神の例祭に付御案内に預り難有存候仰に従ひ宵
宮より子供召連大勢御厄介に罷出候併し御構は無
之様吳々も申上置候先之御禮旁御返事迄早々

○手傳と受けたる禮狀

但第二番の金主へ受取候証文へは地所代價の餘分を見

拜啓先達て之御多忙中御手傳被下御蔭を以て早く
相片付喜居申候此品粗末に候へとも重の内一粗御

込借添候旨を

書載可申事

第十一條 地所は

勿論地券のみた
りども外國人へ
賣買買入書入等
致し金子受取又
は借受候儀一切
不相成候事

第十二條 (明治七
年第五十二号布
告改正買入年期

目に掛候御笑留被下候は、本望に存候勿々

○右返事

貴札拜見仕候些細の御手傳申上候處御丁寧の御書
狀且珍敷品御贈被下痛入候御互の事に斯く迄御心
に掛候ては以後御手傳申上難く候間以來之決して
御心配無之様願上候折角の思召無辭退拜納仕候御
令聞へも宜敷御傳聲可被下候先は御禮迄如此勿々

○干鯛相場問合の文

拜啓貴家益御繁榮奉賀候然は本年は干鯛相場何程

中天災に由地所
流亡等其地の全
形を失ふに至る
ときは地券は消
滅する理にて貸
主より借主に對
し耕地所又は物
品を代り質に差
入させ証文書替
を求むることを
得へし若し代り
質に差入るべき

位に御座候哉本年之小作を斷り自宅にて耕作致し
候に付例年よりは多分に買求度貴店にて可成御働
被下何程にて御送被下候哉直段御聞かせ被下度此
段申進候也

○全返事

尊翰拜披仕候先以高堂益御清榮之條奉賀候儲當年
の干觸相場御尋に相成委細了承仕候別紙相場付送
附仕候間御一覽の上何卒御注文被下度願上候澤山
御取被下候は相場付より一割直引可仕候先は右

地所物品等之れ

なきときは訴訟
の末身代限の處
分に及ふへく又
池成野地成等に
變換し或は欠崩
等の爲めに其地
の幾分を失ふと
きは變換の摸様
及殘存の大小に
應し規則に基き
て地券書替願出

御返事迄早々

○蚕况問合の文

拜啓扱拙生今般飼養致し候蠶種二眠より後は俄に
弱り桑も食はず空氣流通の悪しき故かと存じ空氣
を入れ候へども其効なく去れども未だ一頭も死物
は無之候斯くなる場合は如何致して宜敷候哉御教
示被下度此段御問合申上候也

○右返事

御尋の趣承知仕候御飼養の蠶昨今弱り候由御心配

へさ儀に付若し
其變換殘存の地
は貸金高の償を
爲すに足らざる
見込場合に於て
は貸主より借主
に對し外地所又
は物品を増質に
差入れさせ証文
書替を求むるこ
とを得へし若し
増質に差入へさ

之程奉察候此頃の氣候の所爲か拙者方も昨今少し
氣力相劣り候様に見受候併し別條と無之と相考候
貴家のものは何か原因の有之候事に愚案仕候間後
刻相伺實地に就て拜見仕候早々

工業門

送達之部

改良器械の雛形を送る文

貴店益御盛昌大賀之至に候扱當今は萬端改良の世
界に相成各々新工夫を費すの折柄に付小生も日々

地所物品等無之
とまは是亦訴訟
の末身代限りの
處分に及ふへさ
事

但貸主相對示
談は格別の事

第十三條 買入の
地所年期天災に
困り荒蕪と相成
は貸主(金主)よ
り起返の見込を

苦心罷在候處漸く一新工夫を發明し好結果を得候
に付雛形製造仕り差送候間御一覽の上世人の便益
とも可相成候は、續々製造可仕心得に候右得貴意
度迄如此御座候早々

木地の手附金を送る文

前文御免可被下然と昨日御店に於て拜見致候本地
彌買求むる事に決定致し候間手附金として貳十圓
差送申候に付御請取可被下品物は本日中に御遣し
可被下跡金の木地御持參の節御渡申上候也

定め借主(地主)
承諾の証書を取
其管轄へ可願出
尤も入費は借主
より償ふへき事
但借主起返の
入費を出すこ
と能はさると
きは証書を以
て其地所を貸
主に引渡し可
申尤も相對示

○右返事

御申越の趣承知仕候然^{シカレ}昨日御覽^{ヲシ}に入候木地愈々
御買取に相成候由即ち手附金として金貳十圓爲持
被下正に領収仕候木地は本日中に持參可致旨是亦^{コレマデ}
承知致候木地持參の節之殘金必ず御渡可被下候先
之請取迄如此候也

照會門

○詔品寸法問合の文

拜啓陳者昨日御詔被下候品寸法御尋申上候を失念^{シツキ}

談の所置は格
別の事

第十四條 當今質
入又は書入に致
し置年期中の分
は總て前文規則
に照準し當七月
限り証文相改め
可申事
右之通相定候事
第十五條 (明治六
年第六十七号

致し候間^{ナガチ}午御面倒寸尺詳細に御記し被下此者へ御
渡可被下候右御依頼如此御座候也

○下職へ仕事の都合を問合す文

愈御壯榮奉賀候陳者天神様の砂持にて注文一時に^{ソシエ}
重なり大に手問夫々請合期限に調進難出來候に付^{カカ}
非常の勉強致居候貴家の分は約定の期日迄に無相^{ヒシヨク}
違出來可申哉甚氣掛に候間精々御勉強被下度此段^{セイク}
爲念御問合申上候也

○全返事

布告追加)是迄
質入書入に致置
候分は前約の年
期据置不苦尤証
文面等前文規則
に觸れ候廉は總
て相改可申事

第十六條(明治七
年第七十六号布
告追加)従前取
結ひたる質入書
入約定にて明治

澤山注交御請取に相成賑御繁忙の御事と奉察候訓
家も御請合申候期限には急度御間に合せ可申と盡
夜の勉強致居候間此段御安心可被下右御返事迄如
此御座候也

○見本品可否問合の文

拜啓陳者週日御目に懸候何品見本は如何に候哉若
し御氣に適せず候は、早速仕替可申候拙者も此品
は餘程辛苦して調製仕何卒精功の者調製致度と存
じ候間宜敷御引廻の程奉願候右適否御問合旁御依

六年七月三十一

日前に期限を過
去りたる分にて
債主に於て貸金
返済方に延期の
勘辨を加ふる者
は來十月三十一
日迄に其地所々
管の戸長役場へ
届出地所貸入書
入規則第九條に
準し奥書判印を

願迄如此御座候早々

勸告門

○生絲製造場と設く可き事と勸文

拜啓愈御清適之條奉賀候陳者當地之生絲の名産地
に無之候處近來有志諸君の御奮發にて生絲日増に
製出し當今之四方に其名を知られ候位にて誠に大
にしては國家の爲め小にしては當村の爲めに賀す
へきの至に候然るに未だ工場コウバの可なるものを見ざ
るは一の缺典ケツテンとも可申儀に候へば何卒相當の工場

受くへし若し右
日限内與書判印
を受ずして後其
證書を以て訴訟
に及ぶときは質
入書入の證據に

は相立ざるに付
裁判上糶賣分配
の時は先取の權
利を失し質入書
入なき貸借同様
の處分に及ぶへ

を建設し一大組合事業を起し候へば一層將來に盛
大を來し隨て粗造濫製の弊を防ぐの良法にも相成
可申と存候間速かに設置被致候ては如何御意見伺
上候餘と拜眉可申述候早々不悉

○右返事

貴墨拜見御高論の如く今日之急務なることを忘れ
徒に因循固陋に打過候は慚愧之至に候實に當地は
近年蠶業の途開け良製の生絲を産出する様相成候
は大賀之至に候之に反して工場の設置なきの一を

事

○建書人質入
賣買讓渡規則
建物書入質入
規則

第一條 金穀の借
主又は預り主よ
り返済すへき證
據として(貸主
預け主)に對し
引當となす所の
穀物の圖面と証

◎農業

知て二を知らざるの所の者と謂ふへし速かに諸君
と謀り一の工場を建設し一層盛大に爲さんこと肝
要なり今より乍不肖驥尾に附し力の及ぶ丈は尽力
可仕候右御返事迄如此早々

催促門

○下職へ仕上を催促する文

拜啓陳者兼て誂申候何器械の何品昨日迄に仕上下
さるへく候様御約定致置候處今に御遣し無之如何
の次第に候哉大に差支候間至急仕上下され是非共

文とに戸長の公証を受けたる者
を(貸主預ケ主)渡し置きたるを
建物の書入質と云ふ

第二條 書入質と爲す建物自身所有の地所に建て在るときは書入質證文に自身持地の建物なるこ

今日中に持參可被下候右御催促に及候也

○仕切金催促の文

拜啓去る何日仕上候製造品代價金百五十圓速に御遣し可被下候様願置候處今以御回送無之當方にも
支拂の都合も有之勞差支候に付平生御愛顧を蒙る
御得意先へ催促ケ間敷申上候之失敬の至不相濟義
に候へども御推察不惡御承引被下度候早々

○本地送達催促の文

拜啓然者先般注文致し置候本地至急御送附願置候

とを記入すへし又借地に建て在るときは書入質を爲すもの其地主に請ひ其地主をして貸地たることを證するの奥書を爲さしむへし若し借地の建物にして地主の奥書なき證文は書入質の効なきに付き書入質

處今に御送附無之如何之都合に有之候哉至急御回送有之度貴店の延引せられ候爲め當方の得意先に不足を受け營業上に信を失ひ候間此義御推察之上此狀着次第御返事可被下候早々

謝罪門

○訛品調達違を謝罪する文

拜啓仕候先達て御注文の品寸法恰好相違致候由不都合の段申譯無之候全く私方の不注意より生じ候次第何卒御用捨可被下候若し今四五日も御猶豫被

なき借用證文と
看做すへし

但官有の借地
に建て在ると

きは小所屬管

廳に請ひて其

貸地なること

を證するの與

書を受くへし

第三條 金穀（借

主預り主）より

建物引當の證文

下候は、早速仕直し可申候間御勘弁之上再應御申
聞被下度候先は御詫旁如此勿々頓首

雜門

○仕事先へ紹介と依頼する文

益々御機嫌克被成御渡奉賀候陳者突然之義に候へ
とも貴殿には何町の何屋と御懇意に被爲在候由先
方之御繁昌の家なれば下職も多分入用と存候間今
後御作事方の御出入致度御周旋被下間敷哉此段御
依頼申上候實之參堂の上可願上之處却て御妨仕候

を建物の圖面と
を建物の在る地

を管轄する戸長

役場に差出し戸

長の奥書判印を

受くることを公

證を受くると云

第四條 建物書入

質の證文に添ふ

たる圖面中に書

入質と爲す所の

建物の圖は朱引

てと恐入申候に付乍失敬書面を以て御願申上候頓
首再拜

○問屋先へ紹介と依頼する文

貴店益御繁榮奉賀候陳者下拙事從來何町何屋様方
の賣品製造致來候處近頃外國行無之由にて大に仕
事減少し手透に相成困入候間貴店御懇意の先に宜
しき所有之候と、御周旋被下度仕事は精々勉強仕
成丈直段廉價に仕場候御多忙中恐入候へとも何卒
御紹介被成下度偏に御依頼申上候早々不一

朱字と爲し書入
の外なる建物の
圖は墨引墨字と
爲すへし

第五條 戸長役場
に於ては建物書
入質記を備へ置
き證文の奥書割
印を願出るとま
は其大旨を帳面
に記入し而して
帳面と證文とに

○工事請負の件に付來談を乞ふ文

愈御勉強奉賀候陳者今般何町何屋の家屋建築受負
の件に付至急御相談申上度義有之候間御來車被下
度若し御差支有之候は、當方より參上可致候右得
貴意度迄如此早々

○右返事

態々御使に預り難有奉謝候何か工事御請合の件に
付拙者に御相談有之候趣に付參上可致旨承知仕候
今夕にても宜敷候は、參上可仕候間此段御承引可

番号を朱書し割

印を押し奥書を
爲し圖面にも同
し番号を朱書し
割印を押すへし
若し戸長不在の
節は其旨を記し
副戸長奥書割印
すへし

第六條 建物を以
て金穀借用又は
預りの引當と爲

被下候早々貴答

○註文品製作と謝絶する文

拜啓毎々御注文被下難有奉恐謝候然者何日迄に調
進可仕様御談相成候品實は此頃得意先より澤山注
文請合居皆期日ものにて是非共日限迄に調進可致
約束に有之甚手間居候に付餘り勝手々間敷義にて
相濟不申候へども御請合申上置御間に合はぬ様の
事有之候て却て申譯無之と存候間此度の處之外
方へ御談可被下此段不惡御承引被下度先之御斷迄

したる證文にて

前條の規則に背

き公證を受けざ

る者は書入質の

効なきに付書入

質なき(借用預

り)證文と看做

すへし

第七條 (明治八年

第九十九号布告

改正) 此規則施

行以後建物書入

如此早々頓首

○工事手傳を依頼する文

拜啓陳者小生先般某方の製作品多分注文請合候處
雇人の中一名病氣にて休居一向仕事捗り不申候間
先方より屢催促を受困入候に付貴兄方も定めて御
多忙との存候へとも御繰合せ相付候へば一兩日御
手傳被下間敷や此段御依頼に及候也

○右返事

拜誦仕候益御盛大の奉欣由賀候此頃と別して御多

質の借用證文又

は預り證書には

必ず返済の期限

を定むへし若其

期限を定めざる

者は書入質の効

なきに付書入な

き借用預り證文

と看做すへし

第八條 此規則施

行以前に契約し

たる建物質入又

忙之由何より結構に御座候就て之下拙へ御手傳可

致旨御申越相成承知仕候當方も御蔭にて手支居候

へとも貴君方の事故何とか繰合せ御手助可仕候先

は御返事迄如此御座候勿々

○協力問合の文

近頃は御無沙汰に打過候借今般何町何屋方に大工
事有之拙者に請負可致旨被申越候へとも逆も一手
にては請負兼候間若思召も有之候之御協力被下
間敷哉尤貴兄との御約定は御相談の上如何とも可

仕候此段得貴意度迄早々

○全返事

拜讀仕候陳者今般某方の工事御請負に相成候に付拙者へ協力之義御申越の趣御親切之段奉謝候幸此頃之手透に暮し居申候間都合に依り共同に願上度何分の義は今晚にても御面談に申述候先之貴答迄如此早々

普通門

此門は商工農の區別なく何人にも通して用うる文例を記す

○新年を賀する文

は引當の借入金 穀又ハ預り金穀にて返済期限の定めなき證文を所持するものは 明治九年二月廿八日迄に金穀(借主預主)又は相相續人に掛合此規則に従ひたる書入質の證文に改むへし若し(借主

預主)又ハ其相續人證文を改めざるときは明治九年四月三十日迄に建物の在る地を管轄する裁判所に訴ふへし 但し明治九年四月三十日を以て訴人發達の期と定め其訴人の住所又

新年の吉祥千里同泰目出度申納候先以て御全家御

揃愈御機嫌能御超歳被遊奉恐賀候敝宅皆々無異新

年を迎へ候間乍御慮外御休神可被下候扱舊冬は不

一方御愛顧に預り千万難有奉謝候尙舊に依り御引

立の程奉願上候先之新年の御祝儀申述度迄餘は永

陽の時を期し候恐々頓首

○右返事

花臺拜讀仕候如仰新禧の慶賀不可有際涯候先以高堂愈御清福御重歳被成奉恭賀候降て小生方瓦全加

は寄留の地所と
裁判所との距離
毎八里に一日の
猶豫を與ふ

第九條 此規則施
行以前に契約し
たる書入質入又
は引當の金穀借
用證文又は預り
證書を所有する
者は返済期限に
至ると至らざる

年仕候間乍憚御休神被下候尙不相變御懇意の程願
上候先は御返事迄如斯御座候早々不具

○寒氣見舞の文

拜啓春之來り候へども未だ寒氣嚴敷候處高堂御一
統愈御健勝之由奉欣賀候次に小生方一同無事消光
罷在候間乍憚御安心可被下候此品乍些則寒氣御見
舞の印迄に進呈仕候間御笑留可被下候先は時候御
見舞迄如此早々

○右返事

とに論なく明治
九年二月廿八日
迄に金穀借主預
り主又は其相續
人に掛合此規則
に従ひたる書入
質の証文に改む
へし(若し預り主
借り主)又は其相
續人証書を改め
ざるときは明治
九年四月三十日

朶雲拜披仕候愈御清榮之條奉賀候敝屋方一同何の
障もなく打過候間御省慮可被下候是より社御無沙
汰に打過候處却て時候御見舞に預り何寄の品御惠
投被下痛入候乍憚御令聞様へも宜敷御厚禮御傳へ
可被下候餘は拜眉に譲り只御返事迄如此御座候

○暑氣見舞の文

炎熱の候殆ど兼堪候處貴家益御機嫌克被遊御消光
奉恭賀候次に弊家一統無恙相凌ぎ申候間御安心可
被下候此葡萄酒壹壇暑氣御見舞の驗迄に進呈致候

迄に建物の在る地を管轄する裁判所に訴ふへし

但書前同斷

第十條 建物の在る地を管轄する裁判所に於てハ原告人の訴狀等を受取たるときより三日内に裁判所より被告人の建物の在る地

間御叱留御笑味可被下候は、本懐の至に御座候尙御自愛專一奉祈候早々

○右返事

御來示の如く此頃の暑威實に蒸が如く凌ぎ兼候處愈御堅勝の由奉大賀候拙宅老少不相變候間乍余事御安意思召可被下候暑中御見舞として何寄の品御贈被下忝く拜納仕候此氷菓子乍輕微御子様方の御慰迄に進呈仕候間御笑納可被下候餘は拜眉の節御禮可申陳候勿々

○歳暑の文

光陰矢の如く本年も僅に相成無御繁忙の御事と奉察上候此品乍非薄歳尾之御祝儀迄御厨下に進呈仕候間御叱存可被下候拙者參堂之筈彼是仕舞後れ乍畧儀以書中申上候尙御機嫌能御年を迎へさせられ候餘は明春を期し可陳謝候早々頓首

○全返事

如御來諭本年も過去り實に隙駒の過るに似たり先以尊堂益御清安之條珍重奉賀候做屋一同無事罷在

の戸長に對したる報知狀を原告人に下付し速に戸長に送達せしむへし右の報知狀には何(府縣管下(住居寄留)何某の訴訟に因り何大區何小區何番地の建物を書入質と爲す証文に公書することを

差留むる旨を記
載すへし而して
其訴訟落着に至
りしときは公書
の差留を解くこ
とを速に戸長に
報知すべし

第十一條 第八條
及び第九條の規
則に背き明治九
年五月一日以後
に至り此規則施

候間御放念ハレチン可被下候例年の通見事ミエトなる鮭サケ壹尾歳末
の御祝儀として御贈被下御心に懸カケられ候段難有拜
受仕候此品粗末ソマツ之至に候へとも有合の儘御移り迄
に進上仕候御笑納シヤウナウ可被下候尙春陽の時を期し萬謝
可申陳候早々拜復



○病氣見舞の文

拜啓承候へば御尊父様ソシヤ此程より御病臥の由御容体ヨウタイ
如何存イカレじ不申候事とて御無沙汰ムサタ致居候時候不順故

行以前に契約し
たる建物書入又
は引當の金懸借
用預(証文を所
有する者は書入
質の効なきに付
書入質なき(借
用預り)証文と
看做すへし

第十二條 一棟の
建物を二重三重
に書入質と爲す

御折角御攝生御看護可被成候此品乍ソマツ鹿末御見舞の
驗迄に進呈仕候何れ不日參堂御伺申上候右御見舞
迄如此御座候早々頓首

○右返事

拜披仕候拙父病氣の事に付御意に掛られ珍重の品
御惠投被下御厚情之段奉深謝候御蔭にて昨今少し
輕快に趣き候間御安心可被下候此容体にては不遠
全快可致と存居候御見舞に御來車可被下候由斯く
迄御心配被下間敷候先々御禮のみ早々

ときは嚴禁なれども若し第一番の金主に書入質と爲したること第二番の金主承諾なれば建物の代價の餘分を見込み又建物書入質に借添と爲すことを得へし尤借主身代限の處分に至ると

○人の死亡と吊ふ文

拜啓承候へと御尊父様事久々御病氣の處御療養其効なく遂に本日御死去の由願御一同御愁傷奉察候併し御老体の事故御斷念より外無之候乍些少香奠一封御靈前に供し候何れ後刻參上御悔可申上候以上

○右返事

拙父事兼て病中は毎々御訪問に預り候處醫藥効あり遂に死亡候に付早速御悔被下忝く存候如仰一同愁傷に堪へ難く候御香資の一封靈前に供へ御厚情

まは右建物難賣の代金を以て第一番の者へ元利の金穀を引渡し其餘金を以て第二番の者へ元利の金穀を引渡し第三番以下右に準し引渡すへし若し難賣の金高を以て先第一番の金主へ元利の

の段地下に眠せしめ候明日午后第十二時某墓地へ出棺送葬仕候間御見送可被下候右貴酬迄如此匆々

○火事見舞の文

昨夜は御近傍より出火致し折悪く風向の爲め御類焼之由驚愕此事に御座候遠隔の地とて馳付も不申遺憾に存候此品粗末に候へとも酒壹樽漬物少々御見舞の驗迄に進上致候間御笑納可被下候尙使の者にて御間に合ひ候事有之候はゞ何なりとも御用に御使ひ可被下候何れ後刻拙者御見舞に罷出萬謝可

申述候勿々

○右返事

茅屋類焼に罹り候事御耳に達し早速御見舞の使者
 御遣し被下且つ重々結構の品御贈被下難有奉謝候
 併し家族一同無難に退去り候間御安心可被下候御
 使者御手傳被下候由おれども外方より澤山参り居
 最早畧片付候間又々御願申上候餘之拜眉の上御禮
 可申上候取込中倉卒貴答如此御座候也

○留守宅慰問の文

金を敷引渡し其
 餘金第二番の金
 主に引渡す可き
 元利の金數に不
 足するときは其
 不足の分を償ふ
 ことは平常書入
 質なき貸主に身
 代限の償却の例
 に従ひ外物品羅
 賣代價の内にて
 相當の制賦を以

て引渡すへし

但し第二番の

金主に渡し置

く書入質の証

文には建物代

價の處分を見

込み借添たる

旨を記載すへ

し

第十三條 書入質

と爲したる建物

焼失流亡等に至

拜啓御主人様御出立後時々御伺可申上之處多忙に
 取紛れ御無汰沙に打過候段奉謝候東京よりは未だ
 何等の御便も無之候哉此品乍菲薄御留守見舞の驗
 迄に進上仕候尙御主人より御報知有之次第御知ら
 せ被下度先之御見舞迄如此御座候勿々

○全返事

主人不在の御見舞として何寄の品御惠投被下御厚
 情の段奉鳴謝候漸く一昨日無事に着京の報のみ葉
 書參候此段御安心可被下候尙委細の便り有之候は

りしときは建物の所持主又は代理人より遅くとも七日内に其趣を書面に記し戸長役場に届出づへし戸長役場に於ては建物書入質記載帳の朱書番号に引合せ朱書を以て照合を爲し其後に焼失

速かに御報道上候先之御禮迄如此匆々拜復

○入院せし人を見舞ふ文

拜啓御病氣に付此程より御入院被成候由御病勢は如何兎角時候不順に候間御攝養奉祈候院長之有名之良醫と承及候間不日御全快御出院と奉待候粗菓壹箱御見舞の驗迄に爲持晋呈仕候御叱留可被下候何れ近々拙者御見舞に參上可仕候先は御見舞迄尙御療養專一に存候願首



○婚姻を賀する文

拜啓承候得ば御賢意に之今般良媒に依り愈御新婚首尾能御整ひ相成候由誠に以て御繁盛の御基と幾久敷目出度賀し上候此品乍輕少酒壹樽海老魚壹折聊御祝儀の驗迄に進呈仕候御叱納被下候は幸甚右御祝儀申述度迄恐惶願首

○全返事

今般愚息新婚致し候に付早速御祝ひ被下珍重の品種々御取揃御惠授被下難有幾久敷拜納仕候不日嫁

流亡等の趣きを異記し年月日を記し戸長の實印を押すへし
第十四條 書入質の建物焼失流亡等に至りしときハ貸主に對し代り質を受取ることをの求めを爲すことを得へし若し借主代り質を

出すことを肯せ
す又は出し能は
ざるときは借用
金穀返済期限未
満内と雖も貸主
より借主に對し
元利返済を求む
るの訴を爲すこ
とを得へし

○建物賣買譲渡
規則

第一條 自身所有

トモ
共爲得拜眉旁參館爲致候間御懇意御引立の程願上
候先之御禮申上度迄如此御座候勿々拜復

○安産と賀する文
アンサン

拜呈仕候隙は御賢室兼て御姪娠中之處今朝安々と
御分娩被成殊に御男子の由御一同の御歡懽と奉存
候誠に御家門の御福祉幾久く相榮可申と奉祝賀候
御兩所とも御肥立被成候哉此紅木綿壹反鯉節壹連
聊か御祝儀の印迄に進呈仕候御笑納被下候は、本
懐不過之候勿々頓首

の地に建て在る
建物を賣渡し又
は譲渡しを爲さ
んと欲する者(賣
渡譲渡)証文と圖
面とに戸長の奥
書御印を受く可
し又借地に建て
在る建物の(賣渡
譲渡)証文には其
地主に請ひ地主
より貸主たるこ

○全返事
クサイコト
荆妻事今朝出産致し候に付ては早速御祝ひ被下結
構なる品種々御取揃御贈被下何とも恐入奉鳴謝候
母子とも安全に肥立居申候明日は内祝致し湯餅の
宴相開き可申候に付午盾第四時頃より御來車被下
度待上候別段御案内に可參之處在畧儀併せて申上
候先之御禮迄此如御座候勿々

○病氣全快と賀する文
ビヤウキゼンクワテ

拜啓永々御病氣の處御療養相叶ひ此程御全快被成

とを証するの奥書を受けたる上にて戸長の奥書割印を受くへし但官有の借地に建て在るときは其所属管廳に請ひて其質地たることを書するの奥書を受くへし

第二條 建物の買

候由日出度奉賀候此鶏卵壹箱聊か御祝儀の驗迄に進呈仕候御病後の御慰にも被成下候へば満足に存し候何れ其内參上可賀候へとも不取敢以書中御歡申上度迄如此御座候

○全返事

御手紙拜見仕候陳者病中毎々御訪問を辱ふし奉謝候御蔭にて全快仕候間御休神可被下候又見事なる鶏卵澤山御惠投に預り痛入候明日之内祝として粗酒壹獻差上度候間午後より御繰合せ御來臨奉待

受け又は譲受けを爲さんと欲する者は自身又は其代人建物の在る地の戸長役場に至り建物書入質記帳帳を見合したる上其譲渡したる上其譲渡(の)證文を受取り然して後に戸長役場に至り戸長又は副戸長

上候先は御禮旁御案内迄如此御座候勿々

○壽賀の文

拜啓仕候御祖父様今年は古稀の高齡に達せられ候由實に千鶴萬龜奉南山候人生七十古來稀かりと申す事にて御仁徳に依るの外無之奉欣仰候此鯛壹尾聊御祝儀の印迄に進呈仕候間御受納可被下候先之御祝儀まで恐々頓首

○全返事

華翰拜誦仕候陳者祖父事七十に相成候御祝儀とし

の面前にて何大
 區小區何番地の
 何番建物を何某
 より(買受譲受)
 たる旨を書入質
 記載帳に記入し
 年月日並に苗字
 名を記し質印を
 押すべし

第三條 戸長役場
 に於て建物(賣買
 譲渡)証文の典書

て見事の鯛御恵み被下何共痛入申候明日は子孫等
 打寄祝宴相催し候に付何の風情も無御座候へとも
 御臨席被成下壽觴を傾け被下候は、祖父満足に存
 候尚は絲竹管絃等は御隨意に任せ可申候先は御禮
 旁御返事迄如此不乙

○家屋新築落成弔賀する文

拜呈仕候承候へば兼て御普請相成居候高屋彌御建
 築御落成の由千万目出度奉賀候候御壯麗の事と奉
 察候當將來の御繁昌龜卜を待たずして被察申候早

割印を願出ると
 きは是亦建物書
 入質記載帳に記
 入すること及び
 証文に典印し圖
 面に割印するこ
 とを建物書入質
 規則第五條に準
 し公證を興ふる
 の手續をなすべ
 し

第四條 書入質と

速迂生參堂御歡可申上筈節前にて取込居乍失禮以
 愚書御祝賀申述度迄早々不具

○全返事

毎々御尋被下候新築天氣都合宜敷意外に速かに落
 成仕候早速御祝詞に預り愧入候素より蝸居御祝辭
 に預る程の事と無之候御閑暇之節は御遊來待上候
 先の御返事申上度迄早々



○年忌案内の文

成りたる建物を
 (買受譲受)たる者
 は其建物の書入
 質と爲りたる金
 數の償却を引受
 くべし(買受譲受)
 人に於て其建物
 所有の權を抛棄
 するときは書入
 質の金數の償却
 を引受くるに及
 ばず

拜呈愈御安康奉賞候明日は亡父三周年忌に相當仕候
 に付佛事相營申度乍御苦勞午前第九時より御一統
 御光臨可被下候先之御案内迄如此候也

○馳走に成りし後人に送る文

拜啓昨日之推參仕長座且山海の珍味御清饗に預り
 近頃の大酩酊前後も忘却し定めて失禮のみ仕候と
 慚愧の至に候此段御容恕奉願候拜借の提灯御返納
 申上候間御落手可被下候先は御禮旁御詫申上度迄
 如此御座候早々

第五條 第四條の

場合に於て戸主
 の後を受けたる
 相續人は前戸主
 より譲受けたる
 建物所有の權を
 抛棄すと雖も書
 入質の金數の償
 却を引受くべし
 (以下書式畧す)
 ○所得税法施行
 細則

○無沙汰を謝する文

拜啓追々寒氣相催候處先以御渾家益御清健の條奉
 祝候拙生方一統無異消光罷在候乍余事御休慮可被
 下候其後は意外の御無沙汰に打過候段御宥恕可被
 下候先は時候御伺迄如此早々

○全返事

拜讀仕候是より社御疎遠に罷在候處却て御訪問に
 預り奉謝候近頃は如何御暮し被成候哉と存候處先
 以て御清健の由抔喜此事に候拙方も皆々瓦全消光

第一條 戸主に所得なくして同居の家族のみ所得ある場合に於ても一家内に属するものは總て合算の上其戸主の名を以て届出納税すべきものとす

第二條 税法第二條第三項に依り

罷在候間御逸念可被下候右御返事迄早々

○留主申世話に成し人に送る文

拜啓皆々様御無事奉拝賀候然者小生儀永々旅行致し居候處昨夜無恙阪坂仕候留主中は萬端御心付被下難有奉謝候速早迂生御禮に參堂可仕之處旅の草臥と飯宅後來訪の人出入多くして寸暇無御座乍失敬以使此段御報知申上候此品粗末之至に候へとも彼地の名産に候由風味如何と存候へとも晋呈仕候御笑味被下候は幸甚何れ近日御伺御禮申上候也

○餞別と贈る文

拜呈彌明日出帆の漁船何丸にて御上京の由此頃は天氣都合も宜敷海上風波も穩に有之候へとも漁車とは事違ひ御苦勞奉察候此品乍粗末餞の印迄に晋呈仕候間御笑留被下船中の御慰にも被成下候は本懐に存候尙相應の御用向も有之候は無御遠慮被仰付度候早々

○忘物と問合す文

拜啓陳者昨夜は推參長座致し御妨仕候段御容恕何

所得を算出するは其年所得を生ずべき現在の資産又は現在の業務に應し前二箇年平均の歩合に依り又は他の比準に依るべきものとす

第三條 物品にて收入する所得は其相當價格を以

て代金を算出すべし

第四條 税法第六條の届書は第一

號書式に依るべし

第五條 左に掲ぐる者は一定の地に其納税管理人を定め戸長を経て郡區長に届出此税法施行に關

被下候其節風呂敷包賞宅に忘居不申候哉販宅後不圖心付相搜し候得共何處にも無之候定めて貴下に忘置候ならんと存候乍卒爾御伺申上候也

○急病を報する文

以急便申上候某儀昨日より俄に熱發致し候に付醫師を迎へ診斷を受候處何症の最と急遽なるもの、由驚入候時節柄一同心配致候間此狀着次第直様御一名御上坂可然と存候併し當方に於て無油斷看護致居候間此段御安心可被成候

○器具を借りたる禮狀

拜啓昨日は來客に付御大切の御道具拜借し難有奉謝候御蔭にて首尾克相濟安堵仕候此品粗末に候へとも到來に任せ進呈仕候御笑納可被下候先は御禮迄如此早々不一

○全返事

昨日御來客之處無事に相濟候由粗末なる火鉢御用達致し御間に合申候哉御禮に預り痛入候右様の品なれば何時にても御使用可被下御遠慮に不及候右

する諸般の事を辨せしむべし

- 一此税法を施行せざる地に居住し本法施行の地に於て生ずる所得金一箇年三百圓以上を収入する者
- 一内外國に旅

行し又は外

國若くは此

税法を施行

せざる地に

寄留する納

税者

第六條 一人にし

て數個所に於て

所得を收入する

者ハ其居住地の

郡區長に届出を

爲すと同時に別

御返事迄匆々

○粗忽を謝する文

拜啓過日御依囑之件十中の八九は相調ひ可申と相考候故御請合申上置候處先方俄に故障差起り就て之都合能く出来兼實に今日に至り斯様の事申上候て之不相濟義に候得共右の始末に付此段不惡御承知可被下候右御詫迄如此御座候早々

○來訪の人に謝す文

拜啓陳は昨日は折角の御枉駕の處不在中失敬之段

第二紙 號書式に

依り其所得を収

入する各地の郡

區長に届出べし

第七條 郡區長第

六條の届出を受

くるときは之を

其納税の郡區長

に送付すべし但

其届出高に對し

意見あるときは

別に其意見を附

奉謝候如何なる御用に候哉本日之終日在宅致候間

御都合に依り何時にても御來車奉待上候且又小生

御最寄に用向も有之候間兼て御訪問申上候ても宜

しく候先と謝罪旁早々

○醫師に謝する文

拜啓陳者長々病臥致し殆ど黄泉の客と相成るへくの處先生の御明診にて速に全快仕り回生の御洪恩何共難有奉恐謝候乍輕微御藥禮一封粗菓子料一封御禮之驗迄に進呈仕候御笑納可被下候匆々不具

すべし

第八條 納稅者他の郡區役所所轄内に轉居せんとするときは及轉居したるときは各其他の戶長を経て郡區長に届出へし

第九條 郡區長第八條の地に轉居せんとする者の

○野菜と贈られしを謝す文

拜啓皆々様御機謙能被成御渡珍重奉賀候然者毎々御念頭に被爲掛御手作の菜澤山御贈り被下店賣の品とは違ひ一層風味宜敷御馳走に奉存候少々御來遊の程待上候餘之拜顔の節御禮申上候乍憚御令聞様へも宜敷御致聲願上候早々

○新年宴會を催す文

拜啓本日之朝廷に於て新年宴會を御催に相成百官諸有司の面々に御酒賜之るの佳辰に御座候依て迂

届出を受けたるときは轉居者の所得税に係る一切の事項を其轉居先の郡區長に通報すべし

第十條 郡區長は其所轄内に於て納稅者と認むる者の所得に關し調査上必要なる場合に於ては各

生等も我邦の民たるを表せん爲め親友相會し祝杯を擧げ申度御先約も無之候は、御貴臨待上候也

○忘年會を催す文

光陰は流水の如く最早本年も僅々日敷を餘すのみ
 無御多忙奉察候本日午後第二時より某樓に於て忘年會を催し一年の艱苦を忘れ申度某々等と約成申候間貴君も御差障無之候之、御來臨可被下候也

○失踪人立寄たる報告の文

拜啓貴店御雇人の某本日拙家へ立寄候處過日來貴

地方の會社若しくは一個人に對し其事項の問合せを爲すことを得

第十一條 郡區長は調査委員撰擧の爲め税法第六條の届出に依り毎年五月納税者の住所姓名を其管内に公告すべし

店の掛金取纏め携帶の儘脱走し當地某樓に於て右金費消し今更悔居候旨自白致し候間定めて御探索に相成居候と存し留置候間此段取急ぎ御報申上候

○裁縫の弟子入と頼む文

蕪讀を以て得尊意候然之次女儀小學科も漸く卒業致し候に付是より裁縫専門に學ばせ申度就て之甚だ御厄介に候へとも御教授被下間敷や小生參堂御依頼可申上之處乍畧儀不取敢以書中此段御願申上候間御聞濟の上は明日よりも參上爲致候とも御差

第十二條 調査委員會及調査委員撰擧に關する細則は府縣知事之を定む

第十三條 調査委員を辭することを得る者は郡區長に於て已むを得ずと思料する事故あるものに限る

支無之候哉併せて御伺申上候頓首

○書籍と借に遣す文

拜啓貴君博文館出版の何書御所藏に候之ハ拜借仕度此程店も閑暇にて退屈致し候間一讀致し度御承諾の上は此者へ御貸與へ被下度候也

○飯縣する人に物を託する文

拜啓貴君明日は愈御歸縣相成候よし應御多忙奉察上候甚願兼候へとも拙宅へ送り申度もの有之候間御持還り御届被下間敷や尤御手荷物の中へ入るへ

第十四條 調査委員會の決議書は會長及委員二名以上之に署名すべし

第十五條 所得税の等級金額は第三號書式に依り毎年八月十日まで之を達すべし

第十六條 區長に

さ程のものに御座候御許諾被下候へば後刻爲持遣し可申候右御依頼迄早々

○國會議員に撰舉せられし人を賀す文

拜啓陳は貴殿今般當撰舉區の代議士に御當撰の由大慶至極奉存候中々に競争激き撰舉に御拔撰に相當られ候は實に貴君の御名望に依るものと奉察候尙此上は御職任を盡され吾等人民に幸福を與へられんことを奉希望候先は御祝賀申述度迄恐惶頓首

○旅中病に罹りて迎を求むる文

急報を以て申上候拙者事過日來病氣にて醫師の診察を受療養能在候へとも何を申すも旅中にて萬端不束の事故自然養生にも差支候間病勢も抄々しく快氣に赴兼候に付一先歸縣致度候に付至急迎の者一人御遣し相成度此段御報申候也

○待合と頼む文

拜啓陳者今日の某集會御同伴可申様御約束致し置候處生憎今朝に至り無據用向出來候に付少々遅刻

於て直に戸長の事務を行ふ區内に在ては府縣知事の見込を以て大藏大臣の認可を受け一區内を數部に劃し毎部に五名以下の臨時調掛を置き區長の指揮に従ひ所得税調査に關する下調を爲さ

しむることを得
第十七條 税法第
二十九條但書の
所得に關する等

級金額は北海道
廳長官東京府知
事冲繩縣知事之
を査定すべし

第十八條 調査委
員招集に應せざ
るか又は會員過
半数出席せず若

可致候間一足御先へ御出掛何處にて暫く御待合可
被下度此段御依頼申上候也

○返濟金の延期と乞ふ文

益御繁榮奉賀候陳者兼て御借用致し居候金子明日
が返濟期限之處外方より廻金の分間違ひ甚困入候
間何卒今一ヶ月繼續借用之儀御願申上候再應の期
限には無相違返濟可仕候先は此段御依頼申上度迄
如此匆々不次

○徴兵に應ずる人に送る文

くは其他の事故
に依り第十五條
の等級金額期
限までに調査を
了せざるときは
郡區長に於て等
級金額の意見を
附し府縣知事に
差出し府縣知事
は之を大藏大臣
に具狀して指揮
を請ふべし

以手紙致啓達候陳者貴兄今般徴兵検査にて愈本日
某鎮臺へ御入營の趣貴君の爲め誠に御苦勞千萬の
事に御座候世の中には之を忌嫌て避んことを望む
者も有之候へとも大なる間違に御座候貴君は素よ
り御志望の事故適れ國民の義務を盡され錦を衣て
御飯縣あるへしと自今奉賀候尙御入營後も時々御
模様御報道可被下候先之御見舞旁如此御座候也

○全返事

貴墨拜見仕候迂生儀徴兵適齡検査濟にて本日入營

第十九條 第五條

に違ひ又ハ第六條第八條の届出を怠りたる者は一圓以上一圓九十五錢以下の料に處す

附則

本年に限り第十一條の公告は九月第十五條の達は十一月に之を爲

致候に付御祝詞且御懇諭を蒙り深く奉感佩候拙劣の者迎も功を奏することは無覺束と存候へとも御意に従ひ服役中は折角勉強仕り諸君の御厚義に相報ひ可申候尙入營後委細御報可申上候先は貴答まで如此御座候勿々

○觀梅誘引の文

春暖相催し候處愈御勉勵奉賀候儲昨今某梅屋敷の梅南枝蕾を綻ばせ候由明日は幸休暇に候間一日御遊覽は如何尤行厨之當方にて相辨じ丁稚に携へ

すべし

(以下書式畧す)

○荷爲換

荷爲換は荷主より委託せる荷物を保管し之に對して金を貸與する法にして現今銀行業中の一要務となせり蓋し抵當貸の法なり是れ從來我國

可申候御都合如何此段御誘引申上候勿々

○全返事

如御來示暖相催し候處益御清祥奉欣喜候此頃梅花弗々咲初候由就ては御賞觀相成小生へ御同伴被仰越誠に心合の御友萬事を抛ち明日必ず御伴可申上候破籠御携へ被下候由種々御配意殊更に嬉々奉存候餘は拜芝に讓る草々

○納涼誘引の文

此頃の炎暑殊に堪兼候扱て今晚之納涼の爲め浪花

に行はれたるものにして舊幕府の頃所謂の間屋株を有するもの専ら此業を営みたり現今荷爲換の盛に行はるるは以て我商業社會に於て未だ信用の充分ならざるを知るべし今若し商人の發する手形をして悉く信用あら

橋邊に散歩し都合に依り一舟を僦ひ江上に鬱散納涼致し度御都合如何差たる御用向も無之候はゞ夕方より拙宅へ向け御來車の程待上候先は御誘引まて匆々

○全返事

花翰拜誦如仰酷暑實に堪兼候處愈御佳勝奉賀候陳者々夕浪花橋邊へ納涼に御出懸の由至極賛成仕候間御同伴可仕候道順にも候へは例刻より尊堂へ御伺申上候御答迄匆々

○看月誘引の文

拜啓今宵は陰曆八月十五日に相當り候由今朝よりの天氣模様にては定めて明月をも出づへくと存候間某樓に於て聊清景を賞觀仕度貴兄も御繰合の上御散策は如何御都合上候尙他事に托せず御來遊の程待上候不一

○全返事

如仰今夜は中秋三五の當日と相成候就て之某樓に於て觀月の御催し懸御清遊と奉察候小生へ同行可

しめば荷物を保管し然る後資金を貸與するか如き不便を免るべし英國銀行學士ギルバルト氏曰く 凡そ商人の銀行に對して金融を得るの道四あり(一)は券票の割引に由て之を得へし(二)は已銀行の信用を得るに因て

之を得べし(三)は
確實の人兩三名を
以て保證せしめ自
己と共に其償還を
約束するの確實な
るを以て之を得べ
し(四)は貨物を以
て抵當と爲すに因
て之を得べし而し
て此抵當法の如き
は銀行に稀に執行
するものにして多

致旨忝く必ず繰合せ随伴希上候餘之御眉可申陳候

○湯治見舞の文

其後は打絶御無音に罷在候處昨今御容体は如何追
々湯の効相見れ御輕快の方と奉存候儲此度御留守
宅より御見舞の爲め被罷越候由承り候に付き此品
些少に候へとも御見舞の驗迄に御使に相托し候御
笑留御逗留中の御慰にも被成下候之幸甚尙御様
子詳細御洩し可被下先之御見舞迄如此早々

○全返事

御手紙拜誦仕候愈御安康之條奉遙賀候儲て小生湯
治の御見舞として結構の品御投惠毎々御訪問に預
り千万難有候鳴謝候御蔭にて日々快癒に赴き居不
日販宅可仕心組に御坐候間乍御慮外御放神可被下
候餘之販宅の上拜眉可陳謝候早々拜復

○遠地に在る人に送る文

以郵書伺上候日々寒冷相増候處盟兄益御多祥被爲
在御坐奉遙賀候降て迂生碌々無事消光罷在候間御
憚御安慮可被下候儲て分袂後は時々御伺可申上之

くハ信用を得ざる
荷主の爲す所なり
と知るべし荷爲換
法の如きは信用固
き社會には迂遠な
ること也然らば即
ち我商業社會にし
て他日大に信用を
得るに至らば荷爲
換の法必ず跡を市
場に絶ち手形の割
引發達するに至ら

ん然れども目下荷
爲換の一法あるか
爲に物産の運轉を
便にして貨財の流
通を助くる等其利
益實に鮮少ならず
是れ以て先きに第
一國立銀行の開業
せるや第一に其業
を營みたり然るに
當時未だ保險會社
の設わらざるを以

處兎角多忙に取紛れ不本意に打過候段御海容被下
度當地御一統皆々懽御万福被爲御消光候間是亦御
休懷可被成候御多忙中にて御執筆の暇も可無之と
察上候とも以來時々御様子御聞せ被下候へば芝眉
に接したる心地に喜悅仕候尙委細後便に譲り候貴
兄御自愛專一奉祈候早々不罄

○全返事

雁章忝く拜披仕候如仰逐日寒氣相増候處益御安泰
之條欣賀此事に候隨て小生健全に罷在候間御逸念

て貨主は海上運輸
の危険を慮て物産
の賣買に困み銀行
は爲に荷爲換の業
を擴張して其目的
を達すること能は
ざりしを明治十年
五月第一國立銀行
は海上荷爲換保險
の方法を設けて之
を施行せんことを
大藏省に諸願し荷

被下度爾來時々愚書可差上の筈意外之御無沙汰申
譯無之候實之此頃某氏皈朝相成候に付御傳言相願
候積に在之候處へ貴書を辱ふし恐縮之至に候御地
皆々様御佳勝之由奉恭賀候承候へは某々氏も商業
追々御繁盛の由御序に宜敷御傳被下度某氏は先般
本國の製産物子ルの直段御問合有之御返事可申上
之處未だ御無沙汰に打過候則ち別紙壹封御渡し被
下度委細書中に認置候尙拙宅愚父へ先般申越の件
は其中に確答可致旨御傳へ被下度重々恐入候へど

爲換の貨物に限り
海上保険も爲すを
得て後該銀行は陸
中國盛岡、陸前國
宮城、石の巻の三
所に支店を開き主
として荷爲換の業
に従事し漸次三陸
地方に向て其線路
を擴張せり

も右宜敷願上候當地の概況申上度候得共一夕の筆
紙に盡し難く候間某氏御歸朝の節委細御通報可申
上候先は御返事迄如此御座候早々

○觀劇に人を誘ふ文

拜呈陳者今度浪花座に於て興行致し居候某座の狂
言と俳優打揃も餘程面白き由見物したる人の噂に
聞及ひ候婦女子供等の勸により一度見物致度候貴
兄も御差支も無之候と明日御同伴如何御都合相
伺候右御返事承度勿々

○商標條例

摘要

第一項 商標登録
に係る願書には
左の區別に従ひ
証券印紙を貼用
すべし
一 商標の登録
登録商標の
兼用又は改
正及登録証
の再渡

諸願書式

○營業願

一何々商

但シ一ヶ年賣上見積高凡金何千圓

右今般營業致度尤御規則遵守可致候間御鑑札御下
附奉願候也

何市(區)町(何郡村)何番屋敷

年月日

何 某 印

(區)(町)村長何某殿 (以下宛名ヲ畧ス)

壹圓

二 登錄商標の
マシキゾク
満期續用

五圓

第二項 登録証を

受くるものは左
の區別に従ひ登
録料を納むべし

一 商標の登録
拾圓二十錢

登録商標の
兼用轉用又

○古物商鑑札御下附願

一私儀古着古道具商營業仕度尤古物商條例堅ク相
守可申候間何卒鑑札御下附被下度此段願上候也

住所身分

年月日

何 某 ㊦

古物商取締 何 某 ㊦

○古物商雇人鑑札御下附願

住所身分

何 某

は改正の登

録金五圓三

十錢登録商

標の護與又

は分與の登

録金五圓

第三項 商標は農

商務省の商標簿

に登録を経たる

ときは其所有主

に於て登録の日

より十五年間之

一今般商業ノ都合ニヨリ右人名ノ者雇入又ハ(身

分何男) 行商爲致度儀ニ付鑑札御下附被下度此段

相願候也

住所身分

年月日

何 某 ㊦

古物商取締 何 某 ㊦

○會社設置願

自分共等今般同盟組合何市(區)町村何番地ニ於テ
何々會社(商社)ヲ設置致シ別紙社則定款ニ依リ何

を専用するの權を有すべし

第四項 登録商標の專用權を他人に讓與又は分與せんことを願出する時は讓主より約定書本書を添へ願書一通を差出すべし但其登録を經るときは約定書本書に登

々商工業相營申度尤御規則遵守可仕候間御許可被下度此段奉願候也

住所身分

發起人 何 某 印

住所身分

何 某 印

社則編成要點

一 社設ノ目的

一 本社ノ位置

録濟の証印を捺し之を下付すべし

し

第五項 登録商標の專用満期之後之を續用せんとする者は満期三ヶ月前に更に其登録を願出つべし

第六項 左の商標は登録を願出つ

一 本社ノ名稱

一 責任

一 資金ノ額

一 株數及其引受高

一 株主各位住所氏名

一 役員撰擧法

一 同事務章程

一 會議總則

一 其他必要ノ廉々

ることを得ず

一 己に登録せ

る商標と同

一又は相紛

らはしき商

標にして同

一種類の商

標に用ふる

もの

二 地名人名家

號會社名の

みを以てす

○專賣特許願

用紙ハ美濃紙上部曲尺一寸下部八寸左二部綴料一寸ヲ餘シ階行ノ内ニテ十三行十五字詰ヲ以テ認ベシ

一何々發明品ノ名稱ヲ掲グ

(印紙ヲ貼用スヘシ)

右ハ明細書ニ記載スル通ノ(機械)(物品)(方法)ニ

シテ私共ノ發明ニ有之候處專賣特許條例ニ相觸レ

候儀無之且此願書及明細書ニ記載セシ事實並ニ圖

面(圖面ヲ添フル片)ニ相違之廉無之段確信致候

間何ケ年間專賣特許被成下度此段奉願候也

住所身分

年月日

發明者 何

某

印

二名以上アトハ各署名捺印スヘシ以下此例ニ倣フ

大臣宛

○專賣特許願

他人ノ發明ヲ讓受特許ヲ願出ルトキ

一何々發明ノ名稱ヲ掲グベシ

右ハ明細書ニ記載スル通ノ(機械)(物品)(方法)ニ

シテ私共儀發明者何某住所本貫族籍ヲモ記載スヘシ 發明ニ有之候

處專賣特許條例ニ相觸候儀無之且此願書明細書ニ

記載セシ事實並ニ圖面圖面ヲ添フルトキニ相違之廉無之段確

信致候間何個年間ヲ期限トシテ專賣特許証御下附

る者又は商

品普通の名

稱或は内外

國の旗章の

みを以てす

るもの

三 同業者普通

に用ひ又は

商業上慣用

せる目印を

以てするも

◎諸願書式

四 斯シヨウに使用す

る商標にし

て本條例ハン煩

布フ以前より

現ゲンに使用者

ある商標と

同一又は相

紛マシはしる商

標ベンを同一種

類ルイの商品に

用ふるもの

第七項 登録商標

相成度此段奉願候也

住所身分

發明人 何 某 印

同

發明讓受人 何 某 印

年月日

○商標登録願 (印紙貼用)

私儀別紙明細書ニ記載ノ商標ヲ自今相用度去明治

何年何月何日ヨリ(又ハ何月頃ヨリ)相用來候處右

ニ付商標條例ニ相觸レ候儀無之段確信致候間御登

を他の種類マの品

に兼用若しくは

轉用テンヨウ又は之を改

正せんとする時

は更に其登録を

願出すべし

第八項 商標を登

録せる後第六項

に觸れ又は登録

願書及見本明細

書に相違ふの事

實ある事を發見

録ノ上証書御下附相成度此段奉願候也

住所身分

何業 何 某 印

何業 何 會社 印

社長 何 某 印

農商務大臣某殿

○登録商標改正兼用轉用願 此處印 貼用

一何年何月何種附第號登録証

一第何種何品又ハ何々品ニ用キル商標

○諸願書式

したるときは其
登録無効に歸し
登録証を返納せ
しむべし

第九項 登録商標
主其業を廢した
るときは廢業の
日より其專用權
を失す休業三ヶ
年に及ぶ者亦同
し

○專賣特許條例

前記ノ商標ヲ自今別紙明細書ニ記載ノ通改正商標
登録願手續第十一條第何種何品又ハ何々品ニ兼用
又ハ轉用致度右ニ付商標條例ニ相觸レ候儀無之段
確信致候間御登録ノ上証書御下附相成度此段奉願
候也

住所身分

年月日	何業	何	某
	何業	何會社	Ⓜ
	同	社長	何
		組長	何
			某
			Ⓜ

○藥舖開業願

一私儀今般藥舖開業仕候間御成規之通御試驗ノ上
御許可被成下度別紙履歷書相添此段奉願候也

住所身分

年月日 何 某 Ⓜ

○藥舖支店開業願

一私儀藥舖營業罷在候處今般何市(區)町村何番屋
敷へ支舖ヲ設ケ何某ヲ以テ該店調劑擔當人ト定
メ營業仕度候間御許可被成下度依テ別紙何某履
歷書并ニ免狀相添此段奉願候也

摘要

第一項 專賣特許
に係る願書には
左の區別に従ひ
證券印紙を貼用
すべし
一 專賣特許追
加特許
三 圓
二 專賣權の讓
與分與
五 圓

○諸願書式

三 專賣特許證

の再渡

一 圓

第二項 專賣特許

證を受くる者は

左の區別に従ひ

專賣特許料を納

むべし

一 五年の專賣

特許

十 圓

二十年の專賣

住所身分

本人 何

某 印

年月日

住所身分

支店調劑
擔當人

何

某 印

○賣藥検査願

一方名

一劑ノ量

何藥 量目何程 何藥同 何藥同

以上幾味調合或ハ丸散トシ幾貼ニ分チ或ハ幾

特許

三 十五年の專

賣特許

廿 圓

第四項 左の諸目

に觸るゝものは

專賣特許を願出

ることを得ず

一 他人の既に

發明したる

もの但し他

人より讓受

粒トシ幾粒ヲ一包ト爲シ一度或ハ一日ノ用量

大人小兒ノ區別其用法詳細

一 主治効能詳細

右ハ從來發賣營業仕來候處或ハ此度新ニ發賣仕度

存候間御検査ノ上御差支モ無御座候ハ免許鑑札

御下渡被下度依而製劑相濟此段願上候也

住所身分

年月日

某

○賣藥受賣願

けたるものは此限にあらず

二 專賣特許願

出以前公に用ひられ又は公に知ら

三 れたるもの
治安 風俗
健康を害すべきもの

四 醫藥

一方名

一同

一同

住所身分

右營業人 某

但シ營業者異ナレバ假令ヒ一方タリトモ必各營業者ノ族籍住所氏名ヲ上ノ例ニ倣ヒ之ヲ區別シテ記スヘシ

右ノ賣藥幾方今般受賣仕候依テ別紙營業者ハ御免

第五項 軍用に必

用なりと認め又は廣く用ひしむることを必要なりと認むる發明

には農商務大臣に於て專賣特許を與へず又は己に與へたるものと雖も之を取消す事あるべし
此場合に於ては

許ノ御指令並ニ契約書相添此段奉願候也

住所身分

年月日 受賣願人 某

○浴湯營業願

一私儀今般何市(區)町(何郡村)何番屋敷ニ於テ浴湯營業致度尤モ温度ノ制限及男女ノ區別等確乎相立都テ御規則相守危害ノ憂無之様豫防可仕候間御許可被成度依テ隣保夫々承諾書及ヒ構造設計書并ニ現場圖面相添此段願上候也

農商務大臣に於て相當と認むる報酬金を其發明者に下付すべし

第六項 專賣人其發明を改良したるときは追加專賣特許を願出ることを得但追加特許は原專賣特許の年限を超ゆることを得ず

年月日 住所身分 某 印

○車御檢印願

一私今般何々車新規所持致候間御檢印被成下度願候也

年月日 住所身分 某 印

○車檢印押換願

一私儀今般何々車破損ニ付繕ヒ申候間御檢印押換

第七項 專賣人は其發明品に專賣特許證の年月日

以年限を標記すべし品柄に由り標記することを得ざるものは其上包等に標記すべし

被下度此段願上候也

年月日 住所身分 某 印

○酒造營業願

一酒造場 何市(區)(町村)何番屋敷
一建造物 何ヶ所
内 土藏 附行何間 壹ヶ所
榊行何間 壹ヶ所
同 梁行何間 壹ヶ所
右之場所ニ於テ明治何年度一期間酒造營業致度候

特許證を返納せしむへし

一 第四項の諸

目に觸れた

ることを發

見したると

き

二 願書井明細

書圖兩等に

相違の事實

あることを

發見したる

尤御規則遵奉可仕候間免許鑑札御下附被成下度依
テ地方同業者五名連印及現場圖面相添此段願上候
也

住所番地

營業人 某

同

同業者 某

同業者五名連印ヲ要ス

○酒造桶瓶容量御検査願

とき

第九項 左の場合

に於ては專賣の

權を失ふ

一 專賣特許權

の日附より

二年を経て

其發明を實

施公行せず

又は事故を

届出ずして

二年間之を

住所番地

某

一 桶口徑

何程

但シ新調(買入)(讓受)

端桶ノ分
第何番桶
何々

一 何酒何程

今回御検査ヲ願フ分

内譯

何程

第何番桶

何程

第何番桶

何程

第何番桶

◎諸願書式

中止したる
とき
二 專賣特許の
發明品を外
國より輸入
して之を販
賣したると
き
◎郵便條例摘要
書狀
目方二匁迄二
錢

合計何酒何程

端桶ノ分

外ニ

何程

買入酒有高

何程

古酒同上

小以何酒何程

一酒粕何程

内

何程

内

全三匁以上四匁
マテ 四錢
全四匁以上六匁
マテ 六錢
以上右の割合を以
て日方二匁迄を増
す毎に税金二錢づ
つを増して納むべ
し
郵便葉書并帶
紙
一葉書 一葉一錢

何程

賣捌濟ノ分

何程

自用ノ分

何程

存在高

殘粕何程

今回御檢査ヲ願フ分

右之通相違無御座候間皆造御檢査被下度此段相願
候也

住所身分

年月日

某

○自家用料酒類製造御免許願

住所番地 某 ①

一往復葉書 一葉
二錢

一郵便帶紙 一錢

一万国聯合郵便葉書 一葉 二錢

一全全 三錢

一全郵便往復葉書 一葉 四錢

一全全 六錢
書籍並見本品
目方卅匁迄 二錢

一清(濁)酒何程 製造高見込

此白米 何程 内 蒸米何程 麴米何程

此仕込水何程

一燒酎 何程 同前

(他ノ酒類モ右ニ準スヘシ)

合製 何程

右ハ本年度自家用料ノ爲メ製造仕度候ニ付免許鑑

全卅匁以上六十匁迄 四錢

全六十匁以上九十匁迄 六錢

以上右の割合を以て目方三十匁迄を増す毎に税金二錢づゝを増して納むべし

但し書籍は一個の目方三百匁迄見本及び雛形は

札御下渡被下度此段相願候也

年月日 某 ①

右

○乳汁搾取營業願

何國産

一牛 何頭

内

牝 何頭

牡 何頭

一個の目方一百
匁迄に限るべし
官報并新聞紙雜誌
類

但一號一個にて
差出すもの

目方十六匁迄

五厘

全十六匁以上卅

二匁迄 一錢

全卅二匁以上四

十八匁迄

續 何頭

右ハ乳汁榨取ノ爲メ何市(區)町(村)番屋敷ニ於テ
畜養營業致度候間實地御檢査ノ上鑑札御下附被下
度依テ隣保承諾書相添此段奉願候也

住所身分

某

印

年月日

○何々興行願

住所身分

某

一錢五厘

以上右の割合にて
目方十六匁迄を増
す毎に税金五厘づ
ゝを増して納むべ
し

但二號又は二個
以上を一束に差
出すものは
目方十六匁迄

一錢

全十六匁以上卅

右者今般何郡(區)何町(村)何番地ニ於テ何々興行
致度尤御規則之進税金上納可仕候間別紙圖面相添
此段願上候也

右

年月日

某

印

何郡(區)何町(村)何々興行場ノ圖

何間

圖

年月日

右 某

印

○官有地拜借願

一私儀今般何(市)區(町)村官地へ別紙圖面ノ通東方ノ隅間口何間奥行何間此坪數何程拜借何々製造場所 建築仕度依テ一坪ニ付一ヶ月何程ノ地租上納仕候間許御可被成下度此段奉願候也

住所身分

年月日

拜借人

某

印

保証人

某

印

○開墾御願

二匁まで 二錢
全卅二匁以上四
十八匁迄 三錢
以上右の割合にて
目方十六匁迄を増
す毎に税金一錢つ
ゝを増して納むべ
し
書留手數料
郵便物一個 六錢
別配達料
東京 京都 大阪

十錢

右の外郵便局わ

る地ば 六錢

郵便局なき地は

ロテイ
路程十丁迄

六錢

全十八町以上三

十六町迄

十二錢

全三十六町以上

五十四丁迄

十八錢

一私共何名申合セ當府(縣)下何市(區)町(村)番地

字何山(原)ヲ開拓致シ桑(茶)苗何程植付物産繁

殖ヲ計候目的別紙圖面ノ通ニ候間御許可被成下

度尤地租ノ義ハ向フ三ヶ年間後ヨリ一町步ニ付

金何程上納可仕候也

住所身分

年月日

某

印

○改名御願

住所番地身分

某

印

以上右の割合にて
路程十八町迄を増
す毎に別配達料六
錢づゝを増して納
むべし

郵便切手

五厘 一錢 二錢
四錢 五錢 八錢
十錢 十五錢 廿
錢 廿五錢 五十
錢 一圓
郵便封皮

右私儀シカライ從來何々營業致居候處今般父インキヨ隱居致シ家督
相續仕儀處從來父ノ名義メイギヲ以テ諸國販引罷在私名
前ニテハ自然營業相成難キ様ニ被存候間今般親屬
クツイキ會議之上私父ノ名前ニ改名致シ何々儀ハ何々ト改
稱仕度熟議相決候間何卒事情御察被下何々ト改名
ノ儀御許可被成下度親屬連署ヲ以テ此段願上候也

年月日

右

父

某 某
某 某
印 印

長形 二錢形 二錢
代價 二厘

角形全 二錢二厘

一郵便物は郵便局

郵便受取所に差出

し又は郵便函ハコに差

入るべし總て郵便

物の大きさは曲尺に

て長さ一尺二寸幅

八寸厚さ五寸迄に

限るべし

一郵便税は郵便切

手封皮葉書帶紙に

○送籍御願

親屬
叔父

某

印

住所身分

某

妻 誰

年齢

長次男某

右ハ今般都合ニ依リ何郡(區)何(町)村何番地へ移

轉仕候間送籍被成下度此段願上候也

右

て納むべし貨幣に
 て納むべからず但
 ミナシイ
 未納税又は不足税
 を納むるとき并に
 内信局と約定ある
 ものハ此限りにあ
 らず
 一郵便封皮を用ゆ
 るとき郵便物の目
 方によりて税高に
 餘分を生ずるとき
 は其餘分を以て書

年月日

某



○烟草營業鑑札御下附願

住所身分

某

私儀今般煙草營業仕度候間鑑札御附與被下度此段
 願上候也

右

年月日

某



○藝妓稼鑑札

住所身分

某

長次女
又ハ姉妹

たれ

右ハ今般藝妓稼仕度允諸規則ノ御趣意堅ク相守可
 申候間御鑑札御下附被下度此段願上候也

住所身分

右

年月日

戸主

某



○娼妓營業願

留手敷料配達料に
 充つるも妨げなし
 諭へば目方ニ勿迄
 の書狀に六錢 封
 皮を用ゆるときは
 其餘分の四錢を以
 て書留手敷料又は
 別配達料の内に納
 むることを得べし
 若し不足を生ずる
 ときは郵便切手を
 以て之を補ふべし

一郵便物を差出す^{サシダ}方にて其税を前納せざる時は其届け先より未納税の二倍を納めしむべし若し前納の税に不足ある時は届け先より不足税の二倍を納めしむべし

一郵便物の届け先にて未納税又は不

住所身分

何某次三女

たれ

何年何月日生

私實^{アヘ}父^ニ誰義何營業罷在候處昨何年ヨリ長病ニテ職業相休^{アヘ}ミ今日ニ至リ^{ヤクシ}藥資ノ手當ニモ差支候へ共親族モ無之甚難^{ナシ}澁ニ罷在候ニ付不得已今般何市(區)何町何番屋敷貸座敷渡世何某方へ娼妓出稼仕候尤右ハ私ノ真意^{マコト}ヨリ出候儀ニ御座候何卒御鑑札御下

足税を納めず其郵便物を受取らざる

ときは之を差出人に戻し差出人より未納税又は不足税の三倍を納めしむべし

一書留郵便物は表^ハ面に書留と記し郵便税并に書留手数料をも差出人にて前納し郵便局又は

渡被下度願上候也

年月日

右本人 たれ

右父母兄弟 某

○道路修築願

一何市(區)町(村)何處ヨリ何處迄道路破損致シ馬車^{モチロン}ハ勿論諸人往來ニ難^{ナシ}澁仕候間何月何日ヨリ何月何日マテ^{イクニチカ}幾日間ニ其市町村ヨリ各戸^{シヒ}自費ニテ修繕仕度候間此段御許可奉願候也

右

年月日

總代

某

印

○堤防修理願

何市區町何郡村何川

一字何々堤 長サ何十間

右昨年來ノ霖雨ニテ河水屢漲リ破壊シ居候處向後

万一洪水等有之候節ハ大害ヲ醸スコト必然ト存候

間岸付修理仕度御見分被成下度此段奉願候也

右

年月日

縫代

某

印

郵便受取所に差出し受取證書を取置
し受取證書を取置
くべし但書留手敷
料は郵便切手にて
納むべし
一別配達郵便物は
郵便局ある地に達
すべきものなれば
表面に別配達を記
るし又郵便局なき
地に達すべきもの
なれば何地郵便局

○川洲拜借願

一私儀何營業ノ者ニ候ニ付暑氣ノ候水邊納涼中何

々川何洲ノ内長サ何間巾何間拜借(氷水、菓物、

葛湯、飴湯等)出シ店仕相當ノ地稅差上御規則通

相守可申候間此段奉願候也

住所身分

年月日

拜借人

某

印

○屋根看板御認可願

一私儀何商ノ者ニ候處右商業ノ爲メ目標自宅大屋

より別配達を記る
し郵便税并に別配
達料とも差出人に
て前納し且書留手
敷料を納め書留郵
便の手續にて差出
すべし但別配達料
は郵便切手にて納
むべし
一船舶に達する別
配達は其船舶の礎
船所に従ひ別配達

料の外相當の解船フセン料を受取人より納むべし

一外國へ差出す郵便物は届先地名及氏名等は歐文にて認むべし但清國朝鮮國は本邦文字にても妨げなし
一外國へ差出す郵便物は其國に依り差違ゆるものに付

根小屋根ノ間へ別紙圖面ノ通看板カンバン堅何尺申何尺ノ物相掲申度此段奉願候也

住所身分

年月日

某



○小屋掛興行御願

私儀今般何市(區)町(村)何番地ニ於テ東西何間南北何十間ノ小屋掛致シ何月何日ヨリ何月何日迄何日ノ間角力 芝居別紙藝人何府(縣)鑑札所持ノ者相雇興行仕度御規則ノ趣堅ク相守可申候間御許

郵便局へ就き開合すべし

一萬國郵便聯合業レシゴカハ書は郵便聯約國に限り使用するものとす
一金銀銅貨又は紙幣を封入したる郵便物は書狀の定税を郵便切手又は郵便封皮にて納め別に左表の貨幣遞送

可被成下度此段奉願候也

住所番地

年月日

興行人

某



○商船鑑札願

一日本形商船丸

何府何市(區)町(村)番屋敷

何石積ツミ

持主

某

船頭

某

外何人乗

配達賃を貨幣にて納むべし但し郵便税并に貨幣遞送賃は差出人にて前納し貨幣配達賃は其郵便物を配達する

と受取人より納むべし
◎郵便爲替差出及受取力心得概要
第一 通常爲替

右今般新規構造致候間御検査ノ上御鑑札御下附被成下度此段奉願候也

年月日

某

印

○汽船新造検査願

西洋形暗車何

一 汽船

住所番地

持主

某

差出方

爲替證一枚の金高は三十圓を限り端数は厘位を限るべし

爲替料は路程の遠近に拘はらず左の割合にて納むべし
爲替金高五圓迄

四錢

全金高拾圓迄

六錢

全

船長 某
外乗組何人

船名

何

長サ

何十何尺

巾

何十何尺

公稱馬力

何個

登簿噸數

檣

何本

船價

何千圓

全金高一拾圓迄

十錢

全金高參十圓迄

十五錢

清國上海と内地

間に受授する爲替

料は左の如し

爲替金高拾圓迄

拾錢

全金高一拾圓迄

二拾錢

全金高參十圓迄

定繫場

何港

右ハ今般何々地船造局ニ於テ構造致候間御検査ノ
上御免許御鑑札御下附被成下度依テ別紙船價皆濟
ノ証及各件書類相添此段奉願候也

右持主

某

年月日

定繫港名代人

某

○漁船檢印願

參拾錢

爲替を差出すもの

は爲替を取扱ふ郵

便局にて爲替願書

の用紙を申受け之

に爲替金高年月日

爲替金を拂渡すべ

き郵便局名及び差

出人受取人の宿所

氏名を認め印を押

し爲替金を爲替料と

ともに郵便に差出

一漁船 一艘

何間何尺船體
ノ大小ヲ記ス

右ハ私漁獵ノ爲メ相設ケ候船ニテ今般新規ニ造候

間御檢印被成下度尤御規則ノ通堅ク相守候此段願

奉候也

住所身分

年月日

某

印

○船舶登記濟下附願

定繫所

第何號(鑑札番号)

◎諸願書式

し爲替證書及受領
證書を受取るべし
但爲替證書は差
出し人より自費
にて受取人へ送
るべし
差出入爲替證書を
受取人に送るとき
は爲替細書に認め
たる差出人受取人
の宿所氏名其他を
漏れなく受取人に

一西洋形船	何々丸
檣	何本
長	何尺
幅	何尺
深	何尺
登簿噸數	何噸
公稱馬力	若干
汽機	何々
汽罐	何々

通知すべし此通知
する書面を爲替證
書とは成るべく別
封にて送るべし差
出入爲替證書を受
取りたる後若し爲
替無用となりたる
ときは振り出し局
に爲替金の返戻を
請ふを得べし

第二 通常爲替
受取方

又ハ

定繫所何

第何号(鑑札番号)

端船	何艘
何々	何々
何々	何々
日本形船	何々丸
石數	何石積
長	何間

受取人爲替金を受取るときは爲替證書の表面受取人記名調印の部に氏名を書し印を押し拂渡の局に行きて其證書を差出し郵便局にて尋る差出人受取人の宿所氏名其他爲替證書に書入れたる諸件を皆克く明かに答へ爲

幅 何間
深 何間
端 何艘
何々 何々

右ノ船舶今般何市(區)町(村)番屋敷某ヨリ買受(讓受)候ニ付鑑札書換願出候間登記濟ノ証御下附被成下度此段奉願候也

住所番地

年月日

某



替金を受取るべし
差出人爲替金の返戻を受くるときハ前項の受取人と全しく爲替證書に氏名を書し印を押し受領證書とともに振出局に差出し爲替金を受取るべし
第三 電信爲替
差出方
電信爲替證書一枚

某登記所御中

○地所登記濟下附願

何市(區)何町(村)番地
一田反別何反何畝歩
地價金何圓
何市(區)何町(村)番地
一畑何畝歩
地價金何圓
右ノ地所今般何市(區)何町(村)何番屋敷何某ヨリ

の金高は三拾圓を
限り一圓に満たざ
る瑞敷を差出すべ
からす

爲替料は路程の遠
近に拘はらず左の
割合にて納むべし
爲替金高五圓迄

八錢
全金高拾圓迄

拾錢
全金高二十圓迄

譲受(買受)候ニ付地券臺帳登記書換願出度候間登
記濟ノ証御下附被成下度此段奉願候也

住所番地

年月日

○地所 賣買讓與ニ付登記願
建物 船物云々

一 地所 何ヶ所
建物 船物云々

此代價 金何圓 住所

此登記料金何圓何錢買受人 某

右ノ地所船物(船舶)(建物)今般何郡(市)何町(村)何番

二拾錢
全金高廿圓迄

三十錢
電信料は爲替證書
一枚に付金二十錢
を納むべし

電信爲替の差出方
ハ通常爲替と全様
郵便局にて爲替願
書ノ用紙を申受之
に金高其他差出入
受取人の署名氏名

屋敷某へ賣買讓與致候ニ付登記被下度此段連署ヲ
以テ奉願候也

右

年月日 賣(讓)人 某

買(讓)受人 某

届書之部

○寄留届

住所身分職業

某 年 齡

等を認め其差出人
受取人の宿所氏名
にハ片假名カタカナを付け
爲替金爲替料及電
報料と、もに郵便
局に差出し受領證
書を受取るべし

第四 電信爲替
受取方

電信爲替證書は拂
渡局にて調製爲替
金高其他を受取人

右之者私方へ明治何年何月何日ヨリ雇入（或ハ私
所持）何市（區）何町（村）何番屋敷（控家）ニ寄留爲
致候間此段御届上申候也

年月日

住所番地

某



○寄留人出立届

住所身分職業

某

年 齡

右之者私方ニ寄留致居候處本日キリウ出立致候間此段御

に通知するものな
ツウチ

れば受取人は其通
知書の日附より七
日内に拂渡局に至
り通知書に差出人
の宿所氏名等を明
かに認め之を差出
し爲替證書を受取
るべし
受取人爲替金を受
取るとき又は差出
人爲替金の返戻を

届申上候也

住所番地

某



年月日

○全戸寄留届

住所身分職業

某

年 齡

妻

九

年 齡

長男

某

年 齡

二男

某

年 齡

受くるときは^{スベ}は^{スベ}渾て
通常爲換同様の手
續を爲さべし

受取人爲換金を受
取るとき又は差出
人爲換金の返戻を
受るときは渾て通
常爲換同様の手續
を爲さべし

拂渡局にて爲換證
書を受取人に渡し
難きときは振出局

長女 九 年 九 月 九 日
二女 九 年 九 月 九 日

右者明治何年何月何日ヨリ當市(區)何町(村)何番
屋敷ニ有之候某持家へ全戸寄留致候間此段御届申
上候也

年月日

右戸主

某 印

家主 某 印

○轉寄留御届

を^ヘ經て差出人に之
を^ヲ渡すべし

差出人前項の通り

振出局より爲換證

書渡されたるとき

尙其爲^ナ換證書を受

取人に送らんとす

るときは通常爲換

と同様の手續にて

送るべし

第五 小爲換差

出方

住所番地寄留

原籍番地身分職業

某 年 九 月 九 日

妻 九 年 九 月 九 日

右者是迄前記ノ處ニ^{キリウマカリアリ}寄留罷在候處今般何府縣何市

(區)町(村)何番屋敷へ寄留替仕候間此段御届申上

候也

年月日

右 某 印

爲換證書一枚の金
高は三圓迄を限り
端數ハ厘位ハスウ リンヰを限る
へし

爲換料は爲換證書
一枚に付金參錢を
納むべし

爲換と差出ものは
爲換金爲換料と
もに爲換を取扱ふ
郵便局に差出し爲
替證書及受領證書

○止宿人届

住所身分職業

原籍住所

右之者シシユク止宿爲致候間此段御届申上候也

右

年月日

某



○雇人御届

原籍住所身分

某

年齢

を受取るべし

但爲換金を拂渡
すべし郵便局を

指し定め爲換證

書に其局名の記キ

入を受くべし

差出人は爲換證書

の表面受取人の部ヘカメン

に受取人の宿所氏

名を明かに受取人

に送るべし若し自

身にて認め難きと

右之者明治何年何月何日ヨリ雇入候間此段御届申
上候也

右雇主

某



年月日

○養子御届

住所身分

某何男

某

年月日生

右之者今般何府縣何市(區)何郡村何屋番敷何某方

きは振出局に其認
め方を請ふべし

第六 小爲換ノ

取方

受取人爲換を受取
る時は爲換證書の
裏面に設けある受
取人の部に宿所氏
名を書し印を押し
之れを拂渡し局に
差出し爲換金を受
取るべし

へ嗣子養子ニ差遣シ候間戸籍庶御記載被成下度此
段御届申上候也

右父兄

年月日

某 印

住所番地

賞受人 某 印

○送籍届

住所番地身分何某長(二女)

九 年 齡 某 印

差出人爲替金の返

戻を要するときは
爲替證書の裏面に
設けたる受取人の
部に宿所氏名を書
し印を押し之に受
領證書を添へ何地
にても其受取方に
便利なる爲替を取
扱ふ郵便局に差出
し爲替金を受取る
べし

右今般何府(縣)何市(區)町(村)番地身分職業某長
男某妻ニ遣シ候間送籍被成下度此段御届申上候也

右戸主

年月日

某 印

○全戸送籍届

住所番地身分職業

妻 九 年 齡
長女 九 年 齡

第七 爲替金渡

濟通知

差出人爲替金を受
取人に渡濟となり
たることを通知し
たるときは爲替を
差出すときは振出
局に通知料を納め
豫め其由を申立置
くべし爲替金渡濟
の通知料を爲替證
書一枚に付金二錢

弟 某

年 齡

妹 九

年 齡

右今般何府(縣)何市(區)何町(村)番屋敷へ轉仕致
候間送籍被成下度此段御届申上候也

右戸主

某

印

年月日

○改印届

住所番地身分職業

某

とす其通知料を郵
便切手に換て納む
へし

通知料納濟の爲替
には必ず振出局に
て爲替證書 電信
は受領に通知料
納濟の印を押して
渡すべきに付篤と
其印を改め受取る
べし受取人渡濟通
知を要する爲替を

私儀從來相用候實印磨滅(欠損)或ハ遺失致候ニ付

別紙印鑑之通改正致候間此段御届申上候也

年月日

右

某

印

明治何年何月何日改印

印鑑印

何府縣(市)町(村)番
地身分 某

○實印新調届

一印印鑑

一私儀從來實印無之ニ付今般印鑑之通新調仕向後

受取る時は拂渡局

の求めに従ひ氏名

を認め印を押し又

小爲換なるときは

差出人の宿所氏名

をも申述べし

第八、爲替證書

再渡請求

方

爲替證書を失ひ又

ハ證書の金高印章

番號の類を郵便局

相用申度候間此段御届申上候也

住所番屋敷身分

年月日

某

印

○繕普請落成御届

一私居宅表入口修繕仕度段去ル何月何日奉願御聞

届ニ相成落成ノ上ハ可届出旨御指令ノ處今般右

落成致候間此段御届申上候也

住所番地

年月日

某

印

○足代取除御届

一何市(何區)何町(何郡村)何番屋敷私居宅繕普請

仕候ニ付去ル何月何日ヨリ何月何日迄足代取設

度旨奉願候處本日普請落成ニ付右足代取除キ候

間此段御届申上候也

住所番地

年月日

某

印

○板圍取拂御届

一何市(區)何町(何村)何番屋敷地去何日表口何間

カキカヘ
書換を請求すべし

○届書之部

爲換證書の書換又は再渡の證書を要するときは最寄の爲換を取扱ふ郵便局にて請求書の用紙を申受之れに書換又は再度の證書を要する譯柄等を認め郵便局へ差出し預り書を受取るべし

但再度の證書は

之間新規建家之儀出願仕何月何日御検査之上御間届ニ相成御書下之通新築落成致シ候間板園取拂候間此段御届申上候也

住所番地

年月日

某

印

○責付人逃亡御届
保釋

住所身分

某

右之者儀何々被告事件ニ付御廳(署)ニ於テ當時御

差出人より請求すへし

郵便局にて受取りたる預り書は新證書を渡さとき之れと引換に納むべきものに付大切に保存し置くべし

一爲換證書の書換又は再度の證書を請求するものは更に爲替書を郵便局

審判中私方へ責付(保釋)相成居何處本日午前(午後)何時頃戶外へ立出候儘飯宅不仕候ニ付早速必當ノ所夫々搜索致候へ共行衛相知レ不申候間甚恐縮之至ニ候へトモ此段御届申上候也

住所身分

某

年月日

○監視人逃亡御届

住所身分

某

に納むべし

但爲替書を納め

ざるときは證書

金高の内より引

去るべし

一小爲替證書を失

ひ證書再渡を請求

したるものは其證

書の目附より二十

日を経たる上なら

では證書を渡さ

るべし

右之者何々裁判所ニ於テ何ヶ月ノ監視ニ付セラレ

私方ニ謹慎中之處昨日午前(後)何時ヨリ外出致候

儘未販宅不仕候ニ付百方搜索仕候へ共更ニ行方相

分り不申候間此段御届申上候也

住所番地

某

年月日

○盜難御届

住所番地

某

第九 雜則

一爲替を差出すと

振出局より渡し

たる受領證書は後

日其の爲替金の返

戻又は再度の證書

を請求する時等の

證據となすべきも

のに付其證書に設

けある差出人受取

人宿所姓名の部へ

其差出入及受取入

一明治何年何月何日夜裏(表)口夫々戸締致家族一

同寢ニ付何時頃物音ニ驚キ不圖目ヲ覺シ候處盜

忍入金錢衣類盜取去候ニ付此段御届申上候也

盜品目録

一金何十圓 但シ銀貨紙幣

一衣服 何十点 (品書明細ニ書分クヘシ)

此代價凡何百圓也

合計 何点

右之通ニ御座候也

の宿所氏名を記入
れ之れを大切に保
存し置くべし

一通常爲替電信爲
替は其證書の日付
より百二十日又小
爲替證書は六十日
内に爲替金を受取
るべし

一代人に於て爲替
金を受取るときは
爲替證書の裏面に

年月日

右

何 某 印

○遺失届

一私儀所用之有リ明治何年何月何日午前(後)何時
頃ヨリ何處迄罷越候際何處ヨリ何處ニ至ルノ間
ニ於テ左ノ携帶ノ品遺失候間此段御届申上候也
一何品 何個
一何品 何点
一金何十錢
但シ紙入中ニ在
リ紙幣銅貨取交

合計 何点

右之通相違無御座候也

○拾品御届

住所身分職業

某

代人某に受取方を
委任せし旨の文言
及び自己の氏名を
認印を押し其代
人に自己の受取る
時同様の手續をな
すべし
但し委任書は別
紙に認め差出す
とも妨げなしと
す
一爲換金の渡し方

一私儀本日何處迄午前(後)所用(散步)ニテ罷越候
際何處ニテ左之記載ノ品拾取候依テ此段御届申
上候也
一何 々(品柄詳カニ記スヘシ)

を申出したるとき
左の事故ある時は
爲替金の拂渡を停
延し郵便局より受
取人に拂渡停書を
渡すべし

規則の通り爲替證
書調製なきか又は
振出局より振出の
報知達せざるるとき
又は受取人の答辨
振局出の報知に不

一金何圓何拾錢

何々ニ入り
銅貨紙幣

合計 二点

右

年月日

某

○証書帳簿員數届

帳簿証書名 従前年續用員數 新調員數 計

第一類

金銭判取帳

何冊

何冊

何冊

諸品通帳

何冊

何冊

何冊

符合のとき

爲替資金減少に

して補充金の達

せざるるとき

一郵便局の許可を

受けずして小爲替

證書に指定したる

拂渡局又は受取人

の宿所氏名を書直

したる時は爲替金

を拂渡するべし

一小爲替證書に認

品臺帳

何冊

何冊

何冊

第二類

何々

同

同

同

何々

同

同

同

証書

仕切狀

何通

送り狀

同

同

同

右本年証書印税検査ヲ受クヘキ現在之証書并ニ帳

簿類書面シヨク之通ニ有之候此段御届申上候也

住所番地

某

印

○出産届

住所身分某長(男)

某

右去ル何日ソユツセイ出生致候間此段御届申上候也

右

某

印

年月日

年月日

めたる受取人の宿所氏名を變へ又は之を書直す時は受取人より爲替を取扱ふ郵便局に其事由を申立爲替證書の裏面に許可の證を書くべし
但受領証書を示し差出人たることを証明すべし
一爲替取扱の休日

は左の通り

一月一日 二日

三日 新年宴

會 孝明天皇祭

紀元節 秋季皇靈祭

祭 春季皇靈祭

新嘗祭 神宮神嘗

祭 神武天皇祭

天長節 日曜日

○電信心得

利文電信料及

手数料

○死亡届

住所身分某父某

某

右之者昨(本)何日午前(後)第何時死亡致候間此段別紙ベッシ診斷書相添此段御届申上候也

右戸主

某

印

年月日

○離縁届

住所身分職業某妻

某

右今般都合ツギニヨリ離婚致候間此段御届申上候也

右

某

印

年月日

○結婚御

住所身分職業某長女(二女)

九 九

年 齡

右之者今般媒介バイカイヲ以テ私妻ニ迎取候間戸籍簿ニ御

一國內(一市内及

壹岐對馬を除く)

を通する電報料

左の如し

片假名十字以内

一音信金十五錢

十字以内を加ふ

る毎に金拾錢を

増す

一市内に發着する

電報左の如し

片假名十字以内

登載可被下候此段御届申上候也

右

某

印

年月日

○旅行届

一私儀今般商用(漫遊湯治)ノ爲メ本日ヨリ向フ三

十日間旅行致候間此段御届申上候也

住所身分職業

某

印

年月日

○飯縣御届

一通尾電報料は追

の三倍とす

料は通常電報料

一至急私報の電報

の二倍とす

料は通常電報料

一至急官報の電信

増す

る毎に金三錢を

十字以内を加ふ

一音信 金五錢

電報の半額を増す

一 同文電報料は原

信を除くの外一

通毎に金五錢と

す

一 照校電報料は原

信電報料の半額

を増す

一 受信電報料は一

音信の料金を増

す

住所身分職業

某

一 私儀明治何年何月何日ヨリ何日間旅行致居候處

昨日日販宅致候間此段御届申上候也

右

年月日

某



○修身事蹟

節 儉

○阿母ノ儉徳

北條特頼ノ母室内

障子ノ破レタルナ

見テ手自之ヲ修補

ス其兄義景之ヲ見

テ曰ク宜シク侍臣

ニ命ズベシ何ゾ自

手ヲ下スヲ煩ハサ

ン母ノ曰ク否侍臣

必スシモ妾固ヨリ

作文教科全書下

村上千秋編纂

手簡門

四季の部

○新年の賀状

新年の賀儀萬里同泰芽出度申納候先以御渾家益御
多福被成御迎歳奉賀候次に拙家一統無異加馬齡候
條乍憚御休意可被下候却説舊冬は平素御疎情に打
過候致謝するに辭無之御海涵是祈候先之改曆の御

◎手簡門

△

之ヲ知ル只ク年少

ヲシテ儉勤ヲ知ラ

シメント欲スルノ

ミト

○道弘ノ節儉

綾部道弘節儉ニ處

リ華飾ヲ喜バズ嘗

テ人アリ彩服ヲ其

子ニ遺ル之ヲ服ス

ルヲ許サズ曰ク先

君登臺亦幸勤幸

ニ休養ヲ享ケ兒女

祝詞申述度迄尙ほ永陽の時を期し候恐惶謹言

○全返書

華墨拜讀仕候來諭の如く王曆新に還り慶賀無際限

候益御納福被成御重齡奉欣賀候降て小生方皆々無

別條新年を迎へ候乍慮外御休神可被下候右御返事

迄如此御座候恐々謹言

○右雅文

玉曆朔ヲ正シ舊曆去テ復飯ラズ門外ノ松竹雪ヲ帶

フト雖モ自今萬象皆新ナリ遙ニ知ル高門動止嘉祥

ヲ煥發ス是レ君ノ

惠ナリ夫レ人情儉

シ雖クシテ密リ易

シ予ガ子ヲシテ奢

ルヲ習ハシムルヲ

欲セズト

○茅容ノ辯言

漢ノ茅容等輩ト爾

ヲ樹下ニ避ク衆皆

夷然シテ相對ス容

獨リ危坐シテ愈々

恭シ郭林宗過テ之

龜鶴ヲ加ヘラル、ヲ迂生瓦全馬齡ヲ重又請フ放念

セラレヨ容歳寵眷ヲ蒙ル厚ク本年尙ホ捨テズンバ

幸甚書意ヲ盡サズ唯新禧ヲ祝スルノミ不宣頓首謹

言

○全復文

梁雲ヲ寄セラレ清康ヲ審ニス命ノ如ク履端ノ嘉祥

際涯アルヘカラズ高堂無異新禧ヲ迎ヘラル拜賀迂

生幸ニ無事高懷ヲ煩ハス勿レ尙刻下往テ芝眉ニ接

シ祝賀ヲ述ベン頓首拜復

ヲ見テ其衆ニ異ナ
 ルヲ奇トシ遂ニ與
 ニ共ニ容ガ家ニ至
 リ請フテ寓泊ス且
 日容難ヲ殺シテ饌
 ナ爲ル林宗竊ニ謂
 ヘラク己ガ爲ニ設
 リト既ニシテ難ヲ
 以テ其母ニ供シ更
 ニ草蔬ヲ以テ自容
 ト同ク飯ス林宗起
 テ之ヲ拜シテ曰ク

○春寒見舞の文

春は回り候も嚴寒堪兼候先以御全家御清健被遊御
 座奉祝賀候小生方無事消光罷在候間乍憚御休神
 可被下候水翁一雙寒氣御見舞の驗として進呈仕候
 御叱存下さるへく尙御自愛專一奉祈候勿々

○全返事

御手簡拜披如仰春と申之名のみにして未だ春信
 を見ず候先以御起居御清福珍重奉賀候弊屋皆々無
 異乍餘事御省慮可被下候寒氣御見舞として珍味御

キヨウラン
 細覽ナルカト因テ
 勤メテ學バシム容
 卒ニ徳ヲ成ス

○清寧帝節

ヲ貴ア
 清寧天皇位ニ即キ
 專ラ心ヲ政治ニ用
 フ時ニ天下ノ風俗
 華美ニ流レ又下情
 擁塞シテ上達セザ
 ルヲ憂ヒ臣連ヲ諸
 國ニ遣シ巡察シテ

○右雅文

惠投に預り難有拜戴仕候書餘拜顔方謝可申陳候
 嚴寒料峭唯爐邊ニ躡蹠スルノミ竊ニ度ル筆硯佳適
 風雪ノ下梅花ト清標ヲ共ニスルヲ縁頭ニ翼ヲ以テ
 寸悃ヲ表ス晚酌寒ヲ防クノ下物ト爲サハ幸甚

○回答

手書芳問チ辱フシ防寒ノ下物ヲ賜ハル感謝々々直
 ニ濁醪ヲ酌ミ醉ヲ取り寒威ノ何物タルチ知ラサル
 ニ至ル是全ク兄ノ賜ナリ余ハ拜趨陳謝ス勿卒敬復

以テ奏セシム又諸

國ニ詔シテ曰ク今

ヨリ御遊玩并凡ソ

世ノ贅物ニ屬スル

モノヲ獻ズルナ

カレト是レ上ニ益

ナクシテ下ニ害ア

レバナリ

○仁徳帝ノ仁儉

仁徳天皇即位ノ初

メ高臺ニ登リ人家

ヲ望ム炊煙ノ稀ト

ルヲ見テ人民ノ貧

困ナルヲ知リ玉ヒ

乃チ租稅ヲ免シ窮

民ヲ恤ム宮室門牆

ハカイ破壞スト雖モ肯テ

修理シ玉ハズ屋漏

リ塵埃ハ淺バクモ

ナクシテ百姓殷富

ス帝復タ臺ニ登テ

之ヲ望ムニ家々ノ

炊烟頗ル濃薄ナリ

喜テ和歌ヲ作テ曰

○觀梅誘引の文

寒氣嚴敷候得共春陽來復の候に御座候へば昨今近
郊には野梅蕾を破り候にも有之候間本日之幸休暇
に候午後一時より某所へ御同行如何御誘引可申上
候否や此者へ御返事可被下候

○右返事

尊書拜披陳者本日午後一時頃より近郊探梅の爲め
御散策の由就ては陪遊被仰越太幸奉存候如來示未
た寒氣猶依然として甚兼候得共新年の兆にや野邊

○南校統候よし聞及居一遊を試度折柄に候へば百
事を抛ち隨行可仕候韵書及茶具と小生相携可申候
右拜答迄如此頓首

○右雅文

示諭ヲ辱フス頃日某野ニ梅枝春信ヲ報スルニ因リ
策ヲ飛ハサル吾レ殿レタルニ非ス事ノ紛冗ヲ奈何
セン遂ニ荏苒今日ニ至ル春光人ヲ惱マス豈ニ一醉
ヲ憚ラン相共ニ追隨シテ一日ノ歡ヲ竭サン足下若
シ意アラハ今日ニ決セヨ如何貴答ヲ俟ツ

ク、タカキヤニ、ア
ボリテミレバ、ケ
△、タツ、タミノ
カマドハ、ニギハ
ヒニケリ帝欣然ト
シテ皇后ニ謂テ曰
ク朕既ニ富メリト
皇后曰ク今屋塵風
雨ヲ禦ガズ何ゾ富
メリト謂フ、テ得
ンヤ帝曰ク民富メ
リ朕何ゾ富マズト

○右返書

時己ニ二月必ス春信莫ル可カラズ一タビ探梅ヲ試
ミント欲シテ未タ果サズ幸ニ良友ノ誘フ豈ニ敢テ
辭スルヲ得ンヤ微餉酒食却テ某輩ヲ約シ同往セン
醉ハズンバ飯ヲザルノミ

○觀梅誘引の文

連日快晴御同慶奉存候さて某地の櫻花此節八九分
に春を占め候由一度賞觀致し度候へども獨り觀る
も興なしと存念貴兄御差障も無之候はゞ御同行如

謂ハシヤト是ヨリ
先ニ群臣百姓災宮
室ヲ修ント請フ於
是始メテ之ヲ許ス

勉強

○春勝ノ勉強
林春勝幼時父信勝
ノ江戸ニ在ルヲ以
テ母ト京師ニ留リ
郡波活所ニ就テ學
ブ既ニ群兒ニ卓絶
ス江戸ニ移リテ後

何夏期再々遇ミ難し敢て御賞臨願はしく候尤花の
品評は御對酌の上に譲り可申候先は御誘引如此御
座候也

○右返事

御手紙拜誦然に某處の櫻不早不晚賑々御吟情を御
催しのこと、奉存候就ては獨り御賞觀に不被爲忍
小生御佳誘に預り大幸不遇之候誠に貴兄と同遊は
無此上事に候其樂み今より被察候他事を抛ち御伴
相願候先は御返事迄如此匆々不次

教ヲ家庭ニ受ク學
 業日ニ進ミ文藻優
 美ナリ而シテ勳勳
 最モ甚シ或ヒト春
 勝ニ謂テ曰ク人ノ
 精神限リアリ養ハ
 ザルベカラズ子ハ
 勉強度ニ過ク養生
 ノ道ニアラスト春
 勝曰ク武士ノ職兵
 ナ執リ職ニ臨ム奮
 テ死ナ避クス學者

○同雅文

時正ニ艶陽ニ届リ櫻花爛熳一日ノ先後ヲ争フ貴兄
 ト共ニ某地ニ至リ觀ント欲ス聞ク彼ノ地都ニ冠タ
 リ予未ダ嘗テ一遊ヲ得ズ今ヤ君ト共ニ行クヲ得バ
 愉快之ニ過グル無シト想像ス敢テ駕ヲ任ゲラレシ
 一ナ乞フ

○右返書

賢兄夫レ芳オ尋子翠ヲ拾フハ固ヨリ達者ノ襟懐ナ
 リ而シテ某地未ダ一遊セズ何ゾ後ル、ノ甚シキヤ

文事ニ死スル固ヨ
 リ其所ナリト

○若克孫ノ勤學

維廉若克孫幼ニシ
 テ孤ナリ兄弟十餘
 人家貧ニシテ生活
 スル一能ハズ皆離
 散ス若克孫時ニ歲
 十二郷校ニ在リト
 雖凡學資ナキヲ以
 テ學フ一能ハズ商
 船ノ傭ト爲リ夙ニ

僕客歳一タビ往ク今ヤ兄ヲ導ク争カ辭スルヲ得ン
 即時召ニ應セン它ハ面陳セン敬復

夏

○梅雨友を招く文

連日の陰雨如何御暮し被成候哉小生徒然打過候泥
 路御厭ひも無之候は、御遊來圍碁煎茶の樂に鬱を
 散ヒ申度御來車奉待候迄早々

○返文

寂寥無據折柄玉書到來拜讀仕候然、圍碁喫茶

起キ夜ニ癡子勞働
シテ窓ラズ船長疾
アリ若克孫ナシテ
寫字房ニ在テ專チ
掌ラシム是ニ因テ

英國博物全書ヲ讀
ムヲ得其他房中
ニ在ル所書ノ皆通
覽セザルコナシ後
賀島ヲ以テ業トナ
シ富一世ニ冠タリ
今ニ至テ若克孫ノ

○御佳招に預り何寄の歡樂雨中を冒し必ず參堂御
邪魔可仕候書餘拜眉に譲り候早々

○全雅文

淫雨霏々連日開カズ詢フ足下起居如何不佞終日無
聯ニ苦ム幸ニ宇治ヨリ茶ヲ齎スアリ兄ト共ニ煎シ
テ一日ノ鬱ヲ散セン若シ狂車ヲ辱フセハ多幸

○全復啓

落寔無聯誰カ柴門ヲ叩ク者無カラヤト鶴首ス偶
雅致ニ接シテ尊招ヲ蒙ル欣抃措ク能ハズ命ニ從

○暑中見舞の書

派暑之時候に御座候處益御壯榮欣抃之至りに候次
に弊家何れも無異相暮し罷在候間乍慮外御放意可
被下候本年は悪疫も流行不致誠に結構の事に存候
先は暑中御見舞迄如此御座候早々謹言

○全答

加貴命甚暑の節に御座候處益御清健之段奉珍喜候
次に拙宅皆々健全罷在候條御速念可被下候御示諭
の如く當年之傳染も無之可賀之事に御座候併し油

商船地球上通市セ
ザル處ナシ是勉強
ノ効ナリ

○翰他志ヲ立ツ
翰他勉メテ諸書ヲ
抄録シ以テ其記性
ヲ補フ嘗テ日コ抄
録ハ猶ホ商買ノ本
錢ヲ簿ニ載スルヤ
如シ若シ記載ナサ
レバ其損益ヲ知ル
コ能ハズト翰他ニ

十歳ヲ過キテ始メ
テ其兄維摩ニ從ヒ
解剖術ヲ學ブ幾バ
クモナクシテ其術

維摩ニ勝ル是レ聰
敏ニ因ルト雖モ亦
忍耐勉勵ノ効ノミ

毎日黎明ヨリ八時
ニ至ルマテ業ヲ書

室ニ勉メ畢リテ醫
學館ニ往キ病客ヲ

診察シ又講記ヲナ

シ生徒ニ教ニ或ハ
解剖學校ニ臨ミ餘

暇アレハ學術有用
ノ書ヲ著ス故ニ其

眠ニ就フハ毎夜四
時間飯後一時ニ過

ギス其勉強此ノ如
シ人アリ問フテ曰

ク君如何ナル用法
ヲ用ヒテ此許多ノ

事業ヲ成シ得タル
翰修答テ曰ク吾事

斷は大敵尙御互に豫防專一に御座候余之拜眉萬々
可申陳候早々頓首

○右雅文

時益夏ニ際シ酷暑蒸スガ如シ賢兄動止如何往テ訪
ハント欲スト雖モ紛冗ニ拘束セラレ遂ニ疎濶ニ涉
ル本年災厄ノ患ヒナク最モ可賀ノ事ナリ全ク衛生
ノ至レルコ儀ルナリ尙ホ共ニ怠ル莫ンハ可ナリ伏
シテ祈ル是自愛セヨ

○同返事

本年ノ暑近來稀ナル所ナリ貴兄無恙万福ナルヲ知
リ欣賀々々小生亦幸ニ異常ナシ放懷セヨ慰慰問
テ辱フス厚誼謝スル所ヲ知ラズ茲ニ片楮ヲ裁シテ
使者ニ付ス邇日高堂ニ趨リテ拜謝セン

○納涼を約する書

寸楮呈上仕候日々暑威堪難く候處益御清康之御儀
奉賀候然者某橋邊に納涼致し度貴兄御同意被下候
は、今夕一舟を僦り洲中に棹を回さんと存候如何
行厨等の用意貴意を煩はさす否や此者へ御答可被

チ創ムル前ニ當テ

先ツ其行フ可キヤ

否チ思量シ行フベ

キ事ニ非ラザレバ

ナサズ爲サント欲

スル事ニ於テ忍フ

ベカラザル幸苦チ

忍ビ堪フベカラザ

ル難難チ堪ヘ以テ

事ヲ成サレバ置カ

ズ是レ吾ノ稍々事

業ヲ成スハ此規則

下候右御伺迄如此匆々

○全返事

貴札拜見致し候然者今夕御納涼の催しに付小生へ

随伴被仰下奉謝候小生も兼て望居候折柄なれば御

件可仕候舟中の納涼は一入と存じ今より爽涼を覺

え樂無此上候余は拜眉に讓可申候貴答

○右雅文

浪花橋邊ニ舟遊シテ涼ヲ納レント欲スト雖奈ンセ

ン獨リ企ツルノミ貴兄若シ事ノ妨グルナクンバ同

ニ頼テナリト

○佐藤信淵翁

ノ培本

一家數世心チ國本

培養ノ事ニ盡シ天

下侯伯ノ爲ニ富國

ノ策ヲ講ジ在世着

々功ヲ奏シ歿後猶

ホ國家ヲ經緯スル

ノ策ヲ遺ス者ハ翁

ナリ夫ノ漢土噴々

スル所后稷ニ凌駕

行チ乞フ妓ヲ載セ管絃ノ設ケナシト雖モ詩囊ト瓢

○右返書

詩囊瓢酒チ携へ某橋頭ニ舟チ泛ヘテ涼ヲ納レント

佳誘チ蒙ル幸之ニ過ギン迂生風流ノ學ビナシト雖

モ俗遊チ厭フノ僻アリ共ニ往テ自カラ棹スチ爲サ

ン回復



○觀月遊引の文

スル者ト謂フベシ
翁ハ出羽國雄勝郡
西馬音内前郷ノ人
ナリ明和六年六月
十五日ヲ以テ其郷
ニ生ル翁名ハ信淵
字ハ元梅椿園ト號
シ又融齋或ハ盤松
齋ト號シ百祐ト稱
ス家世々醫ヲ以テ
業トス高祖父歡菴
ノ時ニ至リ凶歎相

今宵は近年に稀なる中秋十五夜にて嫦娥玲瓏たる
白日を欺き候朋友某々ど約し某樓に觀月の遊を可
仕候間貴兄も御他約無之候は御同意願上候尤詩
酒管絃は御望に任せ可申候右得貴意度迄如此御座
候早々

○全返事

良夜の佳節再び期し難し幸に御佳誘に預り大慶至
極に奉存候某々等も相誘ひ御同伴相願候ても不苦
候哉御返事旁御伺申上候尙後刻參上万々可申述候

拜復

○右雅文

今夕正ニ中秋三五ニ當リ幸ニ一天纖翳ナシ豈ニ徒
ラニ過スベケンヤ某樓ハ觀月ニ可ナリ濁酒枯魚足
下ト共ニ同フセント欲ス足下厭フナクンバ來ツテ
明月ヲシテ足下ヲ待タシムル勿レ請フ許諾セヨ

○復書

明月アリト雖モ觀月ノ勝地ナクンハ明月ヲ空クス
明月ノ勝地アリト雖モ相共ニ同遊スル者ナク獨リ

續キ民饑荒スル者
多キヲ歎シ慨然ト
シテ自ラ奮ヒ始メ
テ農政ノ學ヲ修ム
曾祖父元菴祖父不
昧軒父玄明窩皆能
ク歴世ノ遺業ヲ繼
テ各々發明スル所
アリ以テ翁ニ及ビ
五世二百餘年ニシ
テ遂ニ家學ヲ大成
ク而シテ翁夙ニ救

民ノ志アリ天明元
年父ニ從ヒ松前ニ
遊ビ明年奥州ヲ經
歴シ翌年出羽ノ鳥
海、月山、羽黒ノ
諸山ニ登リ庄内、
最上、米澤ノ風土
ヲ察シ又會津ニ入
リ下野那須高原ヲ
超エ麓ノ金山ニ滯
留シ父稚葺ヲ作ル
ノ法ヲ土人ニ授ク

觀ン何ノ樂シキコカ之レアラン足下幸ニ僕ニ命ズ
ルニ同遊ヲ以テス僕庸劣恐ラクハ明月ヲ賦シ明月
ヲシテ之ヲ明月タラシムルコト能ハズ然レモ已ニ以
テ許サル敢テ辭スルヲ得ンヤ此ニ復ス

○菊花の節友を招く文

今年某植木商にて菊苗を求め灌漑培養に手を盡し
候處此頃東籬の下に満開し随分大輪にして異なる
種類も有之候間一杯を献じ御同觀を願度御繰合の
上午后より御貴臨被下度奉待上候早々

ルヲ見テ翌年ノ春
又父ニ從ヒ日光山
溪谷ヲ跋涉シ諸産
物ヲ探リ尋テ父ノ
足尾銅山ニ銅鑛ヲ
分柝スルヲ見テ以
テ之ヲ習フ既ニシ
テ父卒ス遺命アリ
江都ニ出テ宇田
川桃園ニ學ベト裏
ヲ除クノ後江都ニ
赴遺命ノ如ク宇田

○右返事

御手植の菊今を盛りと咲き揃ひ美を競ひ清香馥郁
たる由にて雅筵御催し被成小生へ御佳招を蒙り候
段難有奉謝候小生の無風流逆も陶家の樂みは陪席
致兼候得共貴命に従ひ昇堂可仕候拜復

○右雅文

某園ノ菊其種奇異ノモノ多シ余夏季ニ之ヲ購ヒ敝
園ニ手植ス朝ニ培シ夕ニ灌漑怠ラス以テ花漸ク開
ク思フニ此花半開ニシテ妍容未ダ足ラズ然レモ古

川氏ノ門ニ入り専
ラシガクラ蘭學ヲ修ム時ニ
 年十六爾後刻苦奮
レイ勵シテ天文、地理、
レキサン歴算、測量ノ術ヲ
ケンキウ研究ス居ルヲ數年
 業卒ルノ後留ツテ
クワンロ江都ニ在リ寛政ノ
イセイカイカク初津山侯ニ見エ
 侯ノ爲ニ弊政改革
 記卷ヲ著ハス後笈
 ナ貢フテ西海ニ遊

人言アリ未開ノ時ハ勝ル満開ノ時ト若シ莞留ヲ蒙
ミカイラハ花ト共ニ榮テ得ル幸ニ駕ヲ狂ゲラレヨ

○全復文

高園ノ菊東籬ノ下ニ獨秀特潔ナルト殊ニ足下ノ裁
トクリ培スルモノ以テ賞觀スルニ堪タリ安ンゾ此期ヲ失
シヨウケンシ芳志ニ背ンヤ敢テ拜趨セン請フ清饗ヲ煩ハス勿
ソムカレ尙ホ拜芝ニ讓ル敬復

冬

○初冬夜學を催す文

諸産物ヲ採タンシ
シムケンケンキウ諮詢研究シテ其學
 大ニ進ム因テ有馬
 侯ノ爲メニ筑後川
ボウシ水害防止ノ法ヲ畫
 シ八頭牛ノ製法ヲ
 授ク文化三年江都
 ニ還リテ京橋柳町
 ニ住ス丁卯ノ夏阿
バンリミウ州集堂氏ノ幕僚ト
 爲リ徳島ニ至リテ
 火枝ヲ講シ三銃用

愈御勉勵奉賀候陳之追々長夜に相成候に付夜學相
ベンレイ催し度學友某々等と約束致し候間貴兄も御臨席御
ケレン教示を垂れ賜之ハ大幸に候御承諾被下候へは光陰
チシ之惜むへく明晩より相開き申度御都合伺上候也

○全返事

貴墨拜誦如仰長夜の候空しく光陰を費し候に御互
キボクハイシヨクに怠惰に流れ候儀に付兼て夜學會相催度素志に候
タイダ處御勧めに預り黙止難く愚才の小生雅席を汚し候
キヨウシク之恐縮の至に候へとも陪席仕御教示に預度明日と

法ヲ著ハシ海防策カイボウサク
ヲ筆シ專ラ海外直チヨク
輪貿易ノ利ヲ説ク
六年再ビ江都ニ還
リ七月井上大夫ニ
砲術ヲ授ク是年八
月翁上總國山邊郡
大豆谷ニ退居シテ
專ラ家政ヲ講ジ文
政十二年正月農政
本論ヲ著ハス翁嘗
テ先人ノ遺稿ヲ訂

も云ノコンバン今晩よりも相始め申度此段御返事迄如此
御座候早々

○右雅文

燈火親ムトウカシタシヘキノ候徒然ニ過グルハ素志ニアラズ既
ニ某々ト約成ルヤクナ徹屋ニ於テ共ニ學ビタル所ヲ切磋
研磨シ日課ヲ補ケント欲ス請フ足下貴臨シテ教フ
ルヲ吝マスンハ幸甚足下許諾スレハ明日ナ期シ之
ヲ開カン不具頓首

○復文

正シ歎菴ノ國土經コワンアン
緯論二卷、元菴ノ
氣候實驗錄五卷、
不昧軒ノ土性辨五
卷、玄明窩ノ堤防
溝洫誌七卷、培菴
秘錄七卷、及ヒ翁
自ラ著ス所ノ種樹
秘要三卷、草木六
部耕種法二十一卷
合セテ七種五十卷
ヲ農家七書ト定メ

勉學ノ志ヲ懷テ未タ嘗テ素志ヲ得ス遺憾少シトセ
ス今ヤ足下燈下ニ友ヲ會シ研磨セント欲シテ迂生
ヲ招ク何ノ幸カ之ニ如シ請フ速ニ之ヲ催セヨ一寸
ノ光陰輕ニスヘカラスト云フ何爲ゾ來日ヲ俟タン
ヤ贊成シテ措カズ余ハ面陳ニ竭サン

○歲暮物を贈る文

愈月迫イヨクゲツハクに及候處御安康御渡可被成奉賀上候却説
此品粗末ソノマツに候得共聊歲暮イサ、カセイホの驗迄シルシに御目に懸候御笑
留被下候リウ心々大幸奉存候書餘新年萬々可奉伺候

農政本論ヲ以テ之
ガ綱領トナシ七部
書ヲ以テ條目トナ
ス又門人ノ請ニ依
リテ經濟要錄七卷
ヲ著ハシ又天地錄
造化青論三卷、天
柱記等ヲ作ル又牧
馬ノ注ヲ小金ノ土
民ニ授ク小金後チ
果シテ良馬ヲ出ス
天保元年翁江都芝

○右返事

寒暑往來何角仕候内又送一年唯鬚毛白を増す許に
候貴家愈御清福之條奉祝賀候又今日は結構なる品
御贈被下難有奉拜受候是より之平素御無沙汰に打
過申譯無之候此品有合に任せ御答禮迄に晋呈仕候
先は御禮 旁如此御座候也

○右雅文

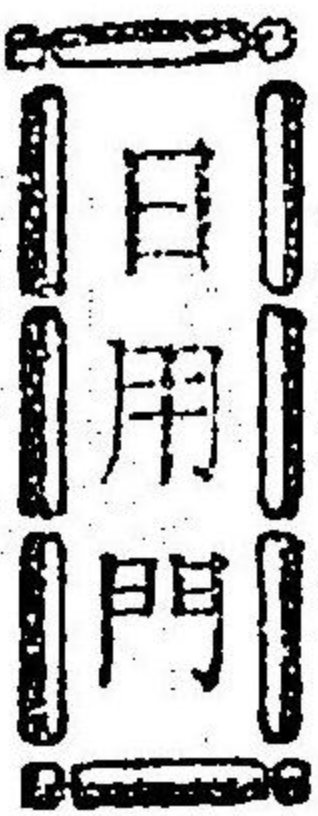
年華云ニ去ルニ及ンテ人事殊ニ忙シ寒生モ亦席チ
煖ムルニ違アラズ高堂ノ繁劇推知スルニ堪タリ此

町藩邸ノ臣猪飼氏
ノ需ニ應シ薩藩經
緯記ヲ著ハス島津
侯之ヲ視テ深ク嘉
賞シ多ク物ヲ賜フ
同八年三州田原侯
ノ請ニ依リ其封内
ヲ巡視シテ耕種注
ヲ講ジ十年二月田
暖年中行事二卷ヲ
著ハシ之ヲ華山大
夫ニ與フ十一年丹

物非薄介ヲ煩ハスニ足ラスト雖モ舊例ニ依リ厨下
ニ呈ス却クルナクンバ大幸ナリ情緒尽シ難ク春陽
ノ期ヲ待テ陳述セン希クハ強食勉旃セヨ

○右復文

鳥兎匆匆々歳又云ニ尽ントス高閣ノ忙手察スルニ堪
タリ依舊厚賜ヲ賜ハル謹ンデ納メテ以テ新年ヲ迎
ナルノ具ト爲サン情年ハ積ル明日庭ニ趨リ陳謝ス
匆卒不次



波綾部侯ノ聘ニ應
 シテ其封内ヲ巡リ
 テ農耕ノ法ヲ示授
 シ社倉ヲ每村ニ置
 カシメ又責難録ヲ
 著ハシテ之ヲ侯ニ
 呈ス十三年武州足
 立郡鹿手袋村ニ在
 リテ農法ヲ里民ニ
 教フ又物價餘論簽
 書ヲ著ハス蓋シ國
 土經論ノ大本八穀

○婚姻を祝する文

謹て一筆啓上仕候然者御令息様御儀御良媒を以て
 某様御令嬢と御縁約之處今度吉辰に付御迎ひ御婚
 儀被爲整候條誠に御一家御繁榮の基と奉恐悅候隨
 て此卷綿御祝儀之驗まで拜呈仕候御笑留被下候之
 難有奉存候恐惶謹言

○右答

貴札披見致候然之豚兒某儀此度婚儀相整候に付御
 祝儀として卷綿御惠投被下難有奉存候幾久敷祝納

ヲ貴ンテ金ヲ賤ム
 ニ在ルヲ論ゼシ
 ナリ十四年十二月
 伊豫宇和島侯ノ爲
 ニ種樹園法三卷ヲ
 著ハシ開鑿ノ進則
 永遠ノ孫謀ヲ示ス
 又長門侯ノ爲ニ三
 田尻ノ海濱ヲ修メ
 テ大ニ鹽田ヲ起ス
 ベキヲ教ヘ又大坂
 ノ豪商鴻池善右衛

何れ本人及び新妻御禮に可罷出候得共先は拙老よ
 り御答如此匆々拜復

○右雅文

聞ク賢息某生蹇修ヲ作シテ足下ノ爲メニ佳偶ヲ聯
 又榮伉儷ニ諧ヒ合登禮成ルト鳳凰ノ和鳴琴瑟ノ好
 合登ニ大ニ賀ス可カラザランヤ因テ聊カ楮儀ヲ具
 シテ以テ祝意ヲ表セン永ク納メ賜ハ、大幸

○全答

肅復荊妻ヲ迎ヘタルニ依リ厚祝ヲ賜ハル恐慄ニ堪

門ニ新田開墾ノ要
 旨ヲ示シ皆共ニ功
 アリ翁東奔西馳シ
 テ足跡ノ及ブ所六
 十餘國皆除害興利
 ノ法ヲ授ケザルハ
 ナシ其救極スル所
 甚ク多シ又嘗テ西
 洋列國史、禦侮儲
 言、水陸戰法録等
 ナ著ハス弘化三年
 亦鹿手袋村ニ退居

ヘズ久シク拜受シテ豈ニ眷念ヲ蒙ルヲ忘レンヤ薄
 カ一樽ヲ謀リテ少ク謝悃ヲ伸ベントス希クハ駕ヲ
 枉グルヲ吝ム勿ンバ幸甚豚兒ニ代リ茲ニ陳謝ス

○安産を賀する文

御令闈御儀御安産被成殊に御男子の由御一統無御
 満悦と存候御両所とも御無事に御肥立被成候哉隨
 て此品輕微の至に候得共御祝儀の驗迄に進上致し
 候間御笑留可被下候は、本懐に存候餘は參堂の上
 御祝賀可申上候勿々

○同答書

愚妻出産致し候に付き御祝儀として結構なる品頂
 戴し御厚誼の程奉謝候母子共健康に肥立居申候先
 は御禮迄緒餘拜眉の上に讓候拜酬

○全雅文

聞ク令室玉兒ヲ生ムトトセズシテ唯異日門庭光輝
 ナ生ジ永ク折柱ノ高風必ズ高家ニ在ラン蜀ゾ祝賀
 セザランヤ非儀聊カ湯餅ノ筵ニ奉ズ願クハ嘉納セ
 ハ幸ト爲サン

シ經濟問答及ビ復
 古法ヲ著ハシ天下
 ノ困弊ヲ救ハンコ
 ナ謀リ之ヲ瀕松相
 公ニ呈ス相公之ヲ
 良トシ將ニ大ニ用
 井ル所アラント欲
 ス會々翁病テ歿ス
 事遂ニ果サズ時ニ
 翁年八十六實ニ嘉
 永三年正月六日ナ
 リ淺草森下町松應

寺ニ葬ル翁歿スル

ノ前三年即チ嘉永
元年東西火攻辨チ
著ハス實ニ今日チ
未然ニ知レリ翁天
資家邁ニシテ刻苦
忍耐シ敢テ世俗ノ
毀譽褒貶チ以テ意
トセズ其説チ侯伯
ニ進ルヤ或ハ容レ
ラレザルコアリト
雖致テ意見チ屈シ

○復文

荆妻分婉豚兒ヲ得テ幸ニ男ヲ生ム全家同ク喜ブ後
子亦恙ナク休懷セヨ過ツテ寵惠チ蒙ル慚愧何ゾ堪
ン之テ却クル不恭謹ンデ拜受ス餘ハ拜芝ニ讓リテ
貴答チ專价ニ附ス

○壽筵を賀する文六十の賀

愚札拜呈仕候然者御尊父様御儀御還曆の御高齡に
付き御祝宴御設け被遊候に付小生へも陪席可致旨
御佳招を蒙り難有奉存候此拙作聊御祝儀の驗シ

テ阿ルコチ爲サズ
常ニ曰ク今ヤ我説
用非ラレズト雖後

世英主出ツルアラ
バ必ム之チ用非ル
ハシト其四方ニ奔
走シテ世事ト精銷
磨スルヤ殆ト寧處
ニ適アラズト雖厄
猶書チ讀ミ手ニ卷
チ捨テシヲ無シ翁
ガ畢生ノ心力大率

でに一首拜呈仕候御叱正可被下候尙拜眉委曲可申
上候也不具

○全答文

尊翰拜讀仕候陳者家嚴事天福を得て本年華甲に登
り候段小生等に於て幸榮の事と存候就て之御高作
御贈與被下早速愚父拜見致し候處御厚情感佩罷在
候尙は後刻御光來被下度左すれば家嚴に於ても一
層の歡を加へ可申此段御答旁御案内申上候也

○同雅文

著作上ニ顯ハレ著
 書總テ三百餘種其
 中散逸シテ世ニ傳
 ハラザルモノ亦多
 シ其字内混同秘策
 吞海筆記論ノ如キ
 ハ最モ翁ガ經國ノ
 大器アリシヲ徵ス
 ルニ足ル其設蓋シ
 江戸ヲ以テ東京ト
 定メ諸省ヲ分置シ
 海陸軍備、學校、

尊嚴天福ヲ得テ耳順ノ高齡ニ達ス賢子令孫一堂ニ
 杯ヲ舉ゲ拜シ舞フ誠ニ仁者ノ左券シカモ人間ノ至
 樂ナリ拙ヲシテ招テ高筵ニ陪セシメント欲ス厚誼
 拜謝此拙詩一首祝意ヲ表ス希クハ大政シテ納メ玉
 ハ幸甚ナラン特ニ尊翁ノ佳健千鶴万龜永ク窮リ
 ナケン頓首

○全返書

碌々タル家父一事爲スナク虚ク茲ニ耳順ニ逢フ益
 愧歎ヲ生スルノミ兒孫輩相集リ一祝ヲ催ス因テ高

病院、救助院等ヲ
 設ケ物産局ヲ諸國
 ニ基布シ國力ヲ充
 實シ教化ヲ盛ニシ
 進ンテ外國ヲ聯合
 シ遂字内ヲ混スベ
 シト曰フニ在リ又
 垂統秘録ヲ著ハシ
 製造館、平準館、
 融通府、教化臺ノ
 如キ當時無シト雖
 將來必ズ無カルベ

吟チ惠マル頓ニ輝光ノ筵席ニ生スルヲ覺フ永ク床
 頭ニ掲ゲデ拜誦セン尙ホ駕ヲ枉グルヲ吝マズンバ
 家嚴ノ樂一層ヲ加ヘン當ニ面語謝忱ヲ述フヘシ

慰問之部

○失火見舞の文

昨夜之御近傍の失火にて折悪しく風向にて御類焼
 の由驚愕此事に候皆様御怪我も無く御立退被成候
 哉早速驅附可申之處遠隔の地不得其儀遺憾に存候
 此品御手傳の慰勞迄に重の内并酒壹樽進呈仕候御

カラザルヲ論ゼリ

其説總テ明治今日

ノ爲ニ講策スルモ

ノ、如シ所謂未來

記ナリ翁ノ先見豈

驚クベキニアラズ

ヤ翁格別致知ノ學

ヨリ天下ヲ經綸ス

ルニ至リ明カナラ

ザルナシト雖其最

モ世ヲ益スルモノ

ハ農學ニ在リ方今

笑留可被下候何れ小生參上御見舞可申上候得共先
以使御伺申上候匆卒

○全返事

如仰昨夜は近傍より失火致し折節北風強く遂に
回祿の厄狼狽仕候事御察被下御見舞として種々
御贈被下痛入候一家皆々無異相逃れ申候間御安心
可被下候先は御返事まで如此匆々

○右雅文

聞ク高堂祝融ノ災ニ遭フト遽然トシテ大ニ驚ク之

今老農老圃ト稱セ

ラル、者率子翁チ

祖述スルナリ嗚呼

亦偉ナル哉

安田善次郎

君ノ勤儉

君ハ越中富山ノ人

天保九年十月ヲ以

テ其郷ニ生ル父君

ヲ善悦ト曰フ家世

々前田侯ニ仕フ君

人ト爲リ縝密確實

吊ノ未ダ安ンセズ地懸隔特ニ往テ防グ一ナキヲ嘆
ズ幸ニ學家異常ナキヤ否ヤ賤介ヲ走ラセ訪問ス後
當ニ自ラ往テ伺候セン

○同復文

風火ノ爲メニ家園忽チ灰燼ニ委シ皆措ク所ヲ知ラ
ス只喜ブ身ヲ全フシテ逃レタルヲ忽チ眷念ヲ蒙ル
一指教ヲ辱フス謹ンデ命ヲ奉ク再ビ駕ヲ枉グヲ得
ント恐謝々々

○病氣見舞の文

事苟モセズ殆ド成
人ノ如シ長ズルニ
及ンテ大志アリ常
ニ父ノ微祿ヲ嘆ズ
君嘗テ謂ヘラク封
建ノ世諸士皆父祖
ノ功ニ依リテ以テ
其祿ヲ食ム是レ力
食ノ徒ニアラザル
ナリ吾レ何ゾ之ヲ
肖トセンヤ其小祿
ニ安ンゼンヨリハ

承候へば頃日御考母様御不快の由御難儀の程奉
察上候御容体如何御様子承度此菓子到來の儘御目
に掛候御笑留可被下候尚は御養生專一奉祈候先は
御見舞まで如此早々

○全返事

御懇書忝く拜讀仕候愚母事差たるところも無之候得
共過日來病臥罷在候處御親切の御尋に預り奉謝候
御惠被下候品共病人に相見せ候處不一方歡居申候
宜敷御禮申出候右御返事旁御禮迄如此匆匆

○右雅文

問訊久シク歛ク母堂爾來偶々尊恙アリ未ダ與リ聞
クニ及バズ疎濶ノ罪謝スルニ言ナシ徒ニ悵恨ヲ増
スノミ今ヤ將ニ少シク故ニ復スルヤ否ヤ肅ンデ粗
菓一筐ヲ献ジ貴恙ヲ慰ム自愛是祈ル

○同復文

尊書ヲ辱フシ親情淺カラズ感謝ス病勢貴慮ヲ勞ス
ルニ足ラズ且ツ昨今少シク快ニ赴ク惠マル所ノ厚
祝受クルハ過チナレ庄之ヲ却クルハ不敬頓テ辱チ

寧口商賈ヲ以テ家
ヲ興シ父母ヲ養フ
ニ加カズト乃チ自
ラ志ヲ決シテ江戸
ニ出ツ時ニ安政元
年九月ナリ後チ玩
物商ニ傭仕シ玩具
ヲ蓄ク居ル一三年
去テ兩林舖ニ就キ
勤勉シテ怠ラス居
ル一二年轉シテ鯉
節商ニ仕フ居ル一

離レ拜趨陳謝スベシ

○死去と申ふ文

拜啓御老母様長々御病氣の處御養生不相叶遂昨夜御逝去の由御愁傷の段存遣候平素御心易申合候處我等儀も偏に無力候香奠一封御靈前に供へ候間御笑留可被下候何れ後刻參上御悔申可上候勿々

○全返事

老母の死去爲御吊態々御使者に預り恐縮此事に候病中は屢御訊問に預り喜居候處治療其効あ

一年此間起臥人ト
異ニシテ朝ニ雞鳴
ニ起キ夕ニ夜ヲ深
フシテ眠ル人之チ
稱賛セサルハ莫シ
文久二年十二月慈
母ノ凶報アリ因テ
國ニ歸ル裏除クノ
後再ビ江戸ニ出テ
僅々其資十五金チ
得テ小塵ヲ開ク際
ク所ハ只砂糖海苔

遂に昨何日午後第五時死亡致し候如仰一同愁傷罷在候御照察可被下候靈前へ香資の一封御投惠被下奉多謝候先は御返事迄匆卒不宣

○右復文

肅啓ス令府ノ逝ク之ヲ聞テ驚愕ニ堪ズ舉家ノ恨慘察スルニ餘リアリ然ルニ生前孝養怠ラズ遺憾ナカルヘシ願クハ哀ヲ節シ變ニ順ヒ此身ヲ珍重シテ死ニ事フル在スカ如クセン卜チ後子參館奉吊スヘシ頓首

鯉節傍ラ錢兩替チ
兼ヌ爾來勤勉夙夜
懈ラズ紙上ニ積塵
爲山ノ四字ヲ記シ
以テ壁間ニ掲ケ朝
暮之ヲ讀テ自ラ警
△朝ハ霜ヲ履テ出
テ古金貨及ビ錢チ
買ヒ歸テ朝飯チ喫
ス風雨霜雪ヲ以テ
之ヲ變セズ其勤勉
實直人ナシテ感セ

シム後千一年金二
百両チ有ス慶應元
年十一月ニ盗アリ
刀チ舞シテ夜家ニ
入り金四十三両チ
奪フ而シテ君風境
セズ倍々勉勵シテ
之ヲ復セントハ是
ニ於テ人愈々感シ
益々信ズ爲ニ金融
ノ便チ得爾後氣運
業チ致々愈々旺盛

○全回答

家君チ亡スルニ依テ哀チ察シ吊章チ寄セラル眷愛
不淺拜謝ス生テ藜券チ欠キ死シテハ罔極ニ負ク訴
フル所アラン惟以テ哀々トノ孤チ守ルノミ此厚誼
チ受ク泣血拜謝ス曷ゾ懷チ展ブルニ忍ビンヤ感々
此頃ノ霖雨に河川の水漲溢し害を蒙ること夥多し
き新聞紙上に於て承知致候貴村之川上なれば大し
たる事も無御座と奉察候如何御別條も無之哉伺上

○洪水見舞の文

候某村の如きと二十年來にもなき洪水にて人家を
流失し樹木を倒す等實に慘狀を極め候よし此邊よ
り見れと御互に幸福に御座候先ハ御見舞迄如此御
座候早々

○全返事

如仰近來稀なる洪水にて貴地は如何と案じ居申候
處御別條無之由安堵仕候敝村も少々は害ありと雖
も御意に掛られ候程には無之候非常の害ありし所
も多き由實に氣の毒に存候近來は天災屢々有之國

繁ニ趣ク幾バクモ
無ク産チ起シテ遂
ニ豪商ト爲ル既ニ
シテ本兩替町組世
話役ト爲ル同二年
四月家チ小舟町三
丁目ニ移シ以テ通
貨ノ兌換チ業トス
時ニ年二十九是ヨ
リ日々錢四十八文
チ蓄積シ以テ家屋
建築ノ費ニ充ツ尋

テ隣戸ヲ購ヒ以テ
 其有ト爲シ明治九
 年ニ至リ遂ニ六ニ
 新居ヲ興ス是ヨリ
 先キ慶應二年幕府
 同業者數名ヲ召シ
 右金銀引替方ヲ命
 ズ當時幕府多難ニ
 シテ漸ク信ヲ失ス
 故ニ之ニ從フ者ナ
 シ君獨リ然ラズ命
 ニ應ス爾來百方盡

家の損耗多分の事に存候先は貴酬旁御禮迄匆匆々

○右雅文

霖雨ノ爲メ處々ノ河川水漲リ堤ヲ壞リ家ヲ流シ人
 畜ヲ傷フ其慘況筆紙ノ能ク盡ス所ニアラス錦地異
 狀ナキヤ否ヤ甚ダ覺束ナシ天災ノ爲ス所之ヲ豫防
 スル能ハス只其不幸ヲ怨ムノミ足下狀況ヲ報シテ
 以テ僕ヲシテ安ンゼシメモヨ

○全復

遠隔ヲ厭ハス忽チ芳問ヲ辱フス感謝徹郷幸ニ水ノ

カシ勉メテ引替方
 ナ爲ス因テ得ル所
 ノ利未ダ一年ヲ經
 ズシテ巨万ニ上ル
 明治三年仙台藩ノ
 會計用ヲ命ゼラレ
 五年一月榮地商法
 會社ノ肝煎ニ擧ゲ
 ラレ七年四月司法
 省爲替方ヲ命ゼラ
 レ八年十二月秘本
 縣爲替方ヲ兼ヌ時

侵害スル無ク貴慮ヲ勞スル勿レ貴郷ノ恙ナキヲ知
 リ心竊ニ安ンズ不日伺候シ以テ相共ニ無異ヲ祝セ
 ント欲ス敬シテ復ス

依頼門

○紹介と依頼する文

拜呈陳之小生儀某氏に依頼致度事件有之候處未だ
 一面識も無之突然推參するも如何と存候間貴君は
 兼て御別懇に被成候由何卒御紹介被成下度奉願候
 右御依頼迄如此御座候勿々頓首

二年三十八、九年

八月政府國立銀行
條例ヲ改正シ以テ
之ヲ頒布ス君首唱
シテ國立銀行ヲ創
立ス是ヲ第三國立
銀行ト爲ス因テ之
ガ頭取ニ撰バル十
年五月東京商會議
所議員ト爲リ十一
年四月栃木縣下ニ
第四十一國立銀行

○右雅文

不佞某氏ニ往テ依頼スルコトアリ然ルニ未ダ面接ヲ
得ズ突然拜趨スルモ不敬ニ似タリ聞ク足下ト親ミ
善シト請フ余ヲシテ一タビ門下ニ至ルヲ得セシメ
ハ幸之ニ如ンヤ敢テ之ヲ足下ニ依頼ス不悉

○製品發賣を依頼する文

貴店益御繁盛之條奉賀候陳之敝舖今般別紙引札の
通り何品製造仕候處販路擴張致度就ては見本とし
て幾許差送申候間販賣方宜敷御依頼申上候尤代價

ヲ開ク君ノ首唱ニ
係ル十二年一月東
京府會議員ニ撰バ
ル是ヨリ其名大ニ
聞ユ三十年一月其
商塵ヲ更メテ安田
銀行ト稱シ資金ニ
十萬圓ヲ子息卯之
吉君ニ分與シ之ガ
頭取ト爲ス是年共
濟五百名社ヲ設ク
其規則タル始メ有

の儀は原價より二割引の處貴店へは特別に相働さ
三割引に致し置候尙自然販路も擴まり候之少々
之其上に割引可仕候不取敢此段御依頼旁如此御座
候早々

○同返事

貴翰拜讀仕候彌御盛榮之由奉拜賀候陳之今般貴店
にて御製造の何品引札相添御送り被下敝舖へ販賣
方御依頼相成承知仕候世の有益品と見受候間精々
勉強仕賣捌可申候先は不取敢御返事迄余は後便に

志者五百名ヲ募リ

一分金五圓ヲ出サ

シテ而シテ其者死

亡スルハ乃チ各

自金二圓ヲ以テ之

ニ惠與シ集金一千

圓ヲ以テ遺族ノ扶

助ヲ爲ス是レ則チ

豫シメ金圓ヲ貯蓄

シ非常ニ備フルノ

法ナリ日ナラズシ

テ滿員ス亦塵ヲ積

委曲申上候早々拜復

○右雅文

敝舖ニ製スル某品販賣需要ノ途チ弘メント欲ス其

物ノ性質効用等別ニ記スル如シ貴店販賣チ肯ンセ

ハ送ルニ廉價チ以テセン願クハ勉勵以テ利チ共ニ

セン丁チ現品數箇チ送り適否チ示サン速ニ貴意チ

報セヨ

○全回答

貴舖益々盛昌チ致ス大賀ス頃日手製ノ良品余ニ示

テ山ヲ爲スニ基ク

ナリ嗚呼君勤勉精

確ナルカナ

○澤琴所ノ勤

學ノ事

近江ノ儒者澤琴所

名ハ維顯井伊候ノ

臣ナリ年十四侯ニ

從テ江戸ニアルコ

ト三年ナルニ衆ニ

化セラレズ蓋シ藩

國ノ士大夫江戸ニ

示シテ之ガ販路ノ擴張チ望マル固ヨリ貴店ノ製ニ

係ルモノ世ノ有益タルト曷ゾ疑チ容レンヤ力ノ及

フ所勉メテ以テ足下ノ利チ補ケント欲ス而シテ余

ニ與フルノ利甚ダ多シ何爲ゾ其仁ナル敢テ之チ許

諾セズンバアラズ立ニ好評チ博シ世ニ聞フル生ガ

力チ添フルニ及バズ尙後チ景況チ報スヘシ



○滞在せし家に謝す文

拜啓陳は御地逗留の期之殊の外御厄介に相成種々

祇役シ邸ニ寓スル者概子一年ニシテ而ノ交代ス而シテ其未ダ代期ヲ得ザルヤ朝夕公署ノ事務ヲ執リ出入限リアリ勞子極メ力チ盡シ以テ一日ヲ過グ之ヲ以テ郷士慈親ヲ懷フノ情曾テ止マス鶴首シテ以テ代期ノ經ルヲ待

御配意を蒙り御蔭にて萬端都合克相整ひ歸坂仕候早速御禮の書狀可差出之處彼是俗務多端意外の御疎情仕候右御禮迄尙後便委細申上候勿々

○全雅文

嚮キニ東上中足下ノ周旋スル所ト爲リ因テ事容易ニ調フヲ得タリ郷ニ皈リ事務紛冗謝スルニ後レタリ請フ之ヲ恕セヨ只皈郷ノ恙ナキヲ報ジ併セテ疎懶ノ罪ヲ謝スルノミ

○借りたる書籍を返却する文

ツ故ニ其ノ公署ヨリ歸ルヤ或ハ茶チ品シ酒チ飲ミ或ハ博局チ引キテ輸贏チ争ヒ或ハ古器チ品シテ黃白チ費ヤシ百ノ遊戯未ダ以テ閑チ消シ閑チ遣ルニ足ラザルヤ乃チ明類チ延ヒテ青樓ニ上リ妓門チ訪ヒ或ハ醉飽流連シ

拜啓益御勉務奉賀候陳之御秘藏の小説都鳥永々拜借仕難有奉存候御蔭を以て漸く讀了り誠に面白く有之候本日返納仕候間御落掌可被下候又何か良き書御不用の節之拜借願上候先之御禮まで如此勿々

○右雅文

筐ニ藏スル所ノ某書余ニ関テ許ス日久シ詳ニ讀ミ大意ヲ了スルヲ得タリ乃チ使チ馳セテ返納ス請フ領収セヨ尙ホ我ノ玩味シ易キノ書アラハ則チ之ヲ假セ餘ハ面リ陳謝スヘシ